

第一編 沿革



第壹回營業報告書
日大正十一年九月二日
 至大正十一年十一月三十日

日本郵船株式會社

昭和十六年下期
(昭和十六年九月一日起
 至昭和十六年十二月三十一日)

第三十九回營業報告書

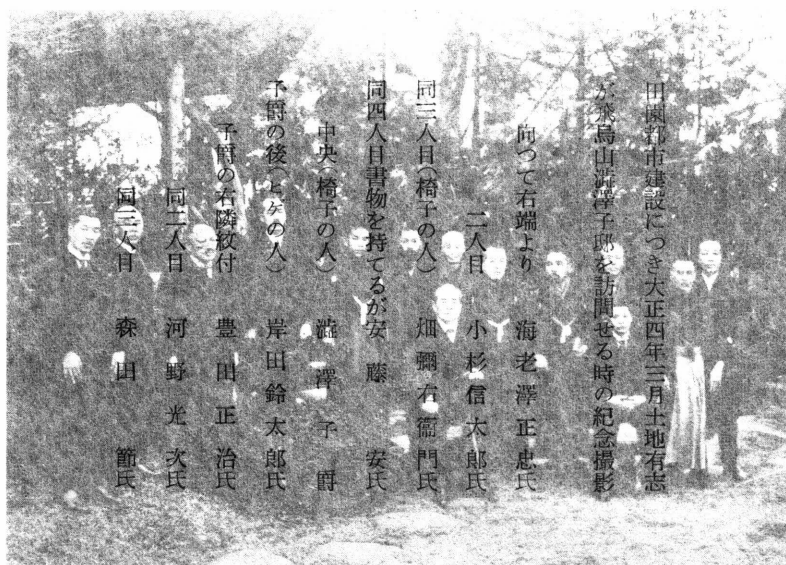
東京橫濱電氣鐵株式會社
東京市墨田區大和町一丁目(舊本町)
 電話(總機)二一七九

明治四十三年六月廿二日
 創立總會報告書

武藏電氣鐵道株式會社

第五十八回營業報告書

東京橫濱電氣鐵株式會社
東京市墨田區大和町一丁目(舊本町)
 電話(總機)二一七九



田園都市建設につき大正四年三月土地有志
が飛鳥山畔澤子郎を訪問せる時の記念撮影

向つて右端より 海老澤正忠氏

二人目 小杉信太郎氏

同三人目(椅子の人) 畑彌右衛門氏

同四人目書物を持てるが安藤 安氏

中央(椅子の人) 澁澤子爵

子爵の後(右の人) 岸田鈴太郎氏

子爵の右隣(左の人) 豊田正治氏

同二人目 河野光次氏

同三人目 森田節氏



大正七年冬日本橋兜町澤子爵事務所にて
土地買収委員事業の清手にかからんとする
の記念撮影

1 前列中央 澁澤子爵

2 中央より向つて右へ

畑彌右衛門、田中鐵五郎、天明啓三

郎、猿渡覺太郎の諸氏

3 中央より向つて左へ

竹田政智、森總吉の諸氏

4 後列右より

七人目 豊田正治氏

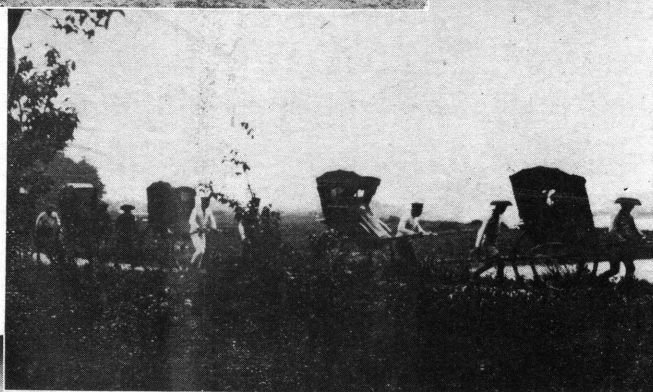
十人目 森田節氏

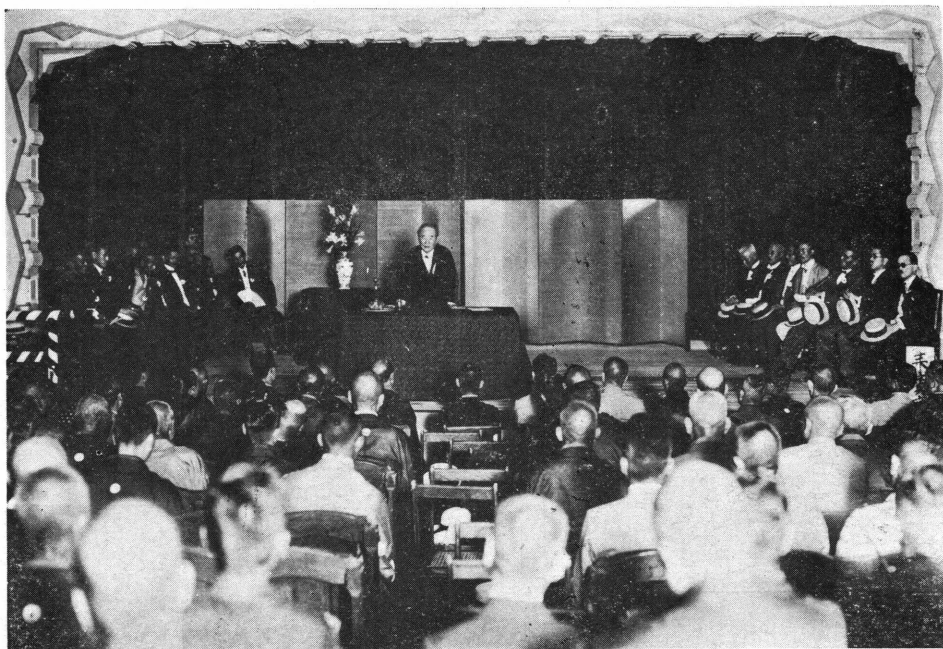
十一人目 小杉信太郎氏

十二人目 河野光次氏

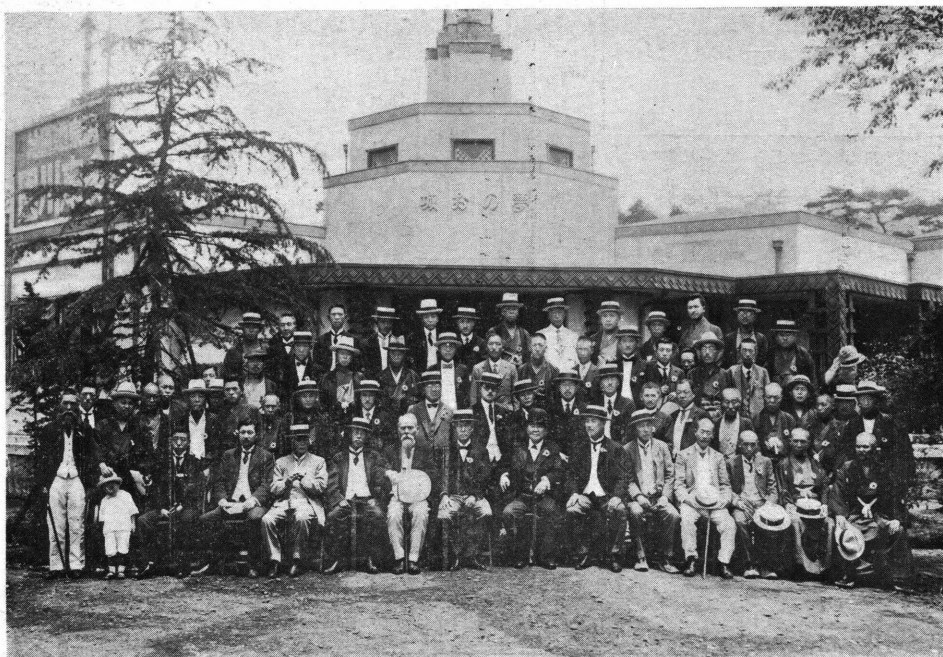


雨の調布附近を踏査せる
澁澤子爵の一行





(照參節四第章一第) 拶挨の爵子るけに上席會迎歡爵子澤澁日十三月六年二和昭



影撮念紀の同一賓來日當

第一章 田園都市株式會社

第一節 田園都市設立の目的と澁澤榮一翁

大正七年一月、「田園都市株式會社設立趣意書」が滿天下に公表され、同年九月二日、麴町區永樂町二丁目十番地、日清生命保險株式會社内の創立事務所で、創立總會が開かれた。これが、今日の「大東横」の生みの親ともいふべき、田園都市株式會社の呱呱の聲であつたのである。

都會が膨脹すればするほど、自然の要素が人間生活から缺如してゆく。自然の要素が缺如する結果、都會生活者は、道德上、肉體上に、各種の惡影響を受けることはいふまでもない。不健康となり、活動力は鈍り、神經衰弱患者が激増し、不良青年が輩出するものもこの結果である。これは大都會生活者の避くことを得ない一大缺陷である。東京市も年を追ふて、この弊が顯著となりつゝある。この弊害から都會人士を救済し、健康にして明朗な家庭生活を營ませる、これが田園都市の設立目的であり、理想であつた。

田園都市とは簡單にいへば、自然を多分にとり入れた都市のことである。農村と都會とを折衷

した田園趣味の豊かな街のことである。

人口の増加、住宅稠密の一途をたどる東京市の郊外に、高燥肥沃、風光明媚な好適の地を撰んで、あらゆる近代的施設をほどこし、都會のもつ弊害から都會人を救ふ、これが會社設立の一大眼目であるが、この計畫達成に一番力瘤を入れられたのが、故子爵澁澤榮一翁であつたのである。この着眼は流石に凡ならざるものであつた。

しかし當時、翁はすでに實業界から引退されてゐた。従つて、表面に立つて事業計畫を遂行するといふことはなかつたが、令息の秀雄氏をはじめ、當時實業界の鏘々たる中心人物中野武營、服部金太郎、星野錫、緒明主造の諸氏と相はかつて、非常な熱意をもつて、この計畫の達成を期せられたのである。

翁の「青淵回顧録」（昭和二年刊行）によつても、翁が如何に田園都市に期待をもたれてゐたことが大であつたか、またその設立の本旨が那邊にあつたかゞ充分に諒解されるのである。いま参考のために、その一節を抜萃することゝする。

△都會生活と田園生活

我國に於ける商工業は、幾度の變遷を経て今日の隆盛を來すに到つたのであるが、商工業の發達に伴うて、人口が著しく都市に集中し、従つて大都市は非常な勢ひを以つて膨脹した。其一面に於いて農村疲弊と云ふ問題も起つてくるが、之れは扱置き、元來都會生活には自然の要

素が缺けてゐる。而も都會が膨脹すればするほど、自然の要素が人間生活の間から缺如してゆくのは免れ難い現象である。自然の精神上に及ぼす感化及び肉體上に與ふる效果に就ては、今更贅言する必要はないと思ふが、都會が發達して自然の要素が缺乏する結果、道德上に惡影響を及ぼすばかりでなく、肉體上にも惡影響を來して、健康を害し活動力を鈍らし、精神は萎縮して仕舞ひ神經衰弱患者が多くなる。之れは人爲的に將た物質的に發達して來た都會の避くべからざる缺陷であつて、大都會に不良青少年の輩出するのも道德的廢頽と不健康とが齎らす都會生活の產物と謂はなければならぬ。然るに都會と云へば一も二もなく好い處だと思ひ込み、都人士も農村の人も、押しなべてさう考へる事を當然とする様になつたのは大なる誤りであつて是非とも反省する必要があると信ずる。話はちよつと脇路にそれたが、人間は到底自然なしには生活出来るものではない。人間と自然との交渉が稀薄になればなるほど、之れを求むるの情が強烈ならざるを得ないのは當然の事である。近年東京大阪等の大都市生活者にして郊外生活を營む人の多くなつたに就ては一面に於て經濟上の理由もあるけれども、主として都會の生活に堪へ切れなくなつて、自然に親しむ欲求からである事は争はれぬ事實である。都會の最も發達してゐる英國などに於ては餘程以前から都會生活中に自然を取り入れる事に就て苦心して居るが、年々人口の増加する大都市に自然を取り入れることは難しい。そこで二十年許り前から田園都市といふものが發達して來てゐる。此の田園都市と云ふのは簡單に申せば自然を多分

に取り入れた都會の事であつて、農村と都會とを折衷したやうな田園趣味の豊かな街を云ふのである。私は東京が非常な勢を以つて膨脹してゆくを見るにつけても、我が國にも田園都市のやうなものを造つて、都會生活の缺陷を幾分でも補ふやうにしたいものだと思つて居つた云々。以上によつても、翁の抱懷されてゐた田園都市への理想と熱意の一端が、充分にうかゞひ知るところを得るのである。

さらに、「青淵回顧録」には、次の一節がある。

△田園都市の創設と都市集中の弊害

御承知のやうに私は大正五年に實業界を全く引退し、餘生を公共事業のために献げる決心をしたので、其の後は一切營利的の事業には關係せぬが、この田園都市については自ら其の衝に當らぬまでも、どうかして實現したいものと思つてゐた。それで敢て私が主唱したと云ふわけではないが、機會ある毎に此意見を述べて居つた。處が時代の要求でもあらうし、又幾分か私の説の反響もあつたと見えて、追々と同じ様な意見が行はれるやうになり、大正七年頃に至つて同志の間に田園都市を造る相談が成りたつた。私は實業界を引退して居るから直接田園都市會社の仕事には携はらぬけれども、萬事について相談相手となつて及ばずながら力添へをしたのである。會社が創立すると同時に現在の土地を撰定して田園都市計畫を進めたのであるが、會社に關係して居る秀雄（子爵令息）なども英國に於て田園都市に就て實地視察研究をなした

ので、是等を參考として我が國情に適合する様に計畫し、小公園や運動場を始め、充分に自然の要素を取り入れる様にしたが、更に都市との交通の便を期するために、姉妹事業として目黒蒲田電鐵會社を經營して今日稍々完整の域に達した。理想から云つたら未だ不足な點もあるだらうが、兎も角、此の會社の創設に依つて我が國に於ける田園都市の發達を促し、其後此の種の計畫が他にも行はれ、郊外に大學町のやうなものも出来るようになったのは、健康上から云つても、教育上から言つても、思想上の感化といふ見地から見ても、頗る悦ばしい現象と言はなければならぬ。云々

これによつても田園都市の創立に翁が如何に熱意をもつてをられ、またその成立に満足されてゐたかゞはれる。更に當社の創立によつて、我國における田園都市の發達を促し、此種の計畫が各地に行はれることゝなつたのは、都會生活者にとつての一大恩恵といはざるを得ない。大正七年一月に發表された設立趣意書によつても、發起の人達が如何に此事業に傾倒することの深かつたかゞ窺はれ、又田園都市株式會社創立の理想並びに目的はおのづから明白であらう。

△田園都市株式會社設立趣意書

人口の都市に集中するは文明の一大特徴にして、歐米諸國は言ふ迄もなく我邦の如きも近年大に此趨勢を昂進し、明治三十年前後に於ては、總人口の僅かに一割内外を占むるに過ぎざりし都市人口も、今日は既に二割五分を占め、尙ほ逐年遞増して止まる所なからんとするの有様と

なれり。而して之れを英國の都會人口が全國總人員の六割を占むるに比すれば尙ほ未だ及ばざるの遠きを見るべしと雖も、更に之れを佛蘭西の二割六分、獨逸の三割に對照せば伯仲の間に在るものと云ふべくして、吾人は寧ろ未だ農業國たるの域を脱却し得ざる我邦にして、此都市集中の風潮襲來すること意外に急激なるに驚かずんばあらざるなり。現に我東京市の如きは合計貳千參百餘萬坪の面積に約貳百參拾萬の人口を包容し、其一人當りの地積は河川溝渠道路公園をも包含して尙ほ僅かに十坪に過ぎず、其稠密の度は巴里及伯林と比肩し之を倫敦に比すれば正に二倍の密度を有す。今後商工業の發展交通の利便愈々其度を高むるに従つて人口の密集益々其勢を加ふべきは蓋し火を睹るより瞭かなり。

抑も都會人口の増加は即ち商工業の膨脹に外ならずして、所謂文明國に於ける産業の發達到底之を阻止する能はざるものなりと雖も、然も此趨勢に伴ふ幾多の弊害は隨時隨所に伏在し、爲めに國民の生存關係を危うして、勢ひ國家社會的一大問題たらんとす。現に都會人口膨脹が一面に於て農村人口減退を來たし、其自然の結果として更に農業の衰頽を生ずるの弊あるは言ふまでも無きことなるが、然かも密集群居の状態に在る都會人民其れ自身の間起る幾多の弊害も亦衛生上風紀上悲むべき現象を見るの有様となれり。而して此等の弊害を救治せんが爲めには各種の社會政策に據りて改善に關する事業多々あるべしと雖も、然も其根本に向つて救済の手段を加へんとするものは實に田園生活復興の問題に外ならず。

抑も田園生活復興の施設は都會に集中せる人口の過剩を農村に移植し、以て都會に潜在する各種の弊害を緩和すると同時に、農村の復興を圖らんとするものにして、幾多の社會政策中に在りて最も基礎的にして且つ最も永遠的な目的を有する事業の一なりとす。今や吾人が經營せんとしつつある田園都市會社の如きも亦此事業の一分科にして、要は紅塵萬丈なる帝都の巷に棲息して生計上衛生上風紀上の各方面より壓迫を蒙りつつある中流階級の人士を空氣清澄なる郊外の域に移して以て健康を保全し、且つ諸般の設備を整へて生活上の便利を得せしめんとするにあり。田園都市の目的實に斯くの如し。而して吾人は東京市の實狀に鑑みて其の必要に迫まれるを覺り、地を東京府下荏原郡玉川村及洗足池附近に相し、地積約四十二萬坪を撰定し、株式會社を組織して以て之れが經營を爲さんとす。右の豫定地は品川、大崎、目黒附近に於ける郡市境界線を去ること西南約二十町乃至一里餘の中に在りて、土地高燥地味肥沃近く多摩川の清流を俯瞰し、遠く富岳の秀容と武相遠近の邱岳とを眺望し、風光の明媚なる宛然一幅の活畫圖なり。且つ其附近には歴史的の名所舊蹟各所に散在して、遊覽行樂の境亦從つて鮮なからず、田園都市建設地として洵に無二の好適地なりとす。而して東京市とを連絡すべき交通機關の設備に就ては、曩に認可を得たる池上電氣鐵道及び武藏電氣鐵道二會社の敷設すべき線路が孰れも洗足に於ける我豫定地の一部を貫通すべき計畫なりと雖も、然も當社は之を以つて満足せず、更に府下大井町を起點として我洗足豫定地に至り、池上電鐵及び武藏電鐵線と交叉し、玉川豫定地

を過ぎて玉川電鐵駒澤附近に連絡し、尙ほ進んで院線新宿驛に到る電氣鐵道を自ら敷設するの計畫を立て既に其大部分は主務省に對して敷設認可を申請せり。

斯くの如く當會社は内、田園都市自身の設備を整へ、外、交通機關の連絡を完了するに於て茲に初めて目的事業の經營其緒に就くを得るものとす。而して吾人の計畫は豫定地域内に先づ第一期に於て五百戸の中流階級者の住居に適すべき家屋を建築し、毎戸各若干坪の庭園菜圃を添へ、低廉なる賃貸料を以て之を貸附し且つ年賦拂込にて其所有權を居住者に移轉せしめ、若干歲月の後には知らず識らず土地家屋の所有者たらしむるの方法を採らむとす。田園都市株式會社設立の趣旨及び事業の概要大略前述の如く、其目的は偏に公益に存すと雖も然も其性質素より純然たる營業會社にして公益を圖ると同時に亦自己の營利に努め土地の開拓より生ずる收入、住宅貸付料及び年賦利息金、電氣鐵道事業其他各種の收益より株主に對しては開業後兩三年の間、に於いても尙ほ能く優に年七分乃至九分の配當を行ひ、爾後事業の經營其歩を進むるに従ひ一層多額の利益を擧げ得るの目算あり。

況して今後逐年昂上して止まざるべき土地價格の騰貴は、會社の資産をして數年ならざるに殆んど數倍せしめんとするは、今日より歴然たるものあるに於いておや。本事業の將來極めて有望なるべきは更に言を須るずして明かなりとす。望むらくは大方諸君、吾人の意圖を諒とし奮つて賛同の榮を與へられんことを。

大正七年一月

發起人

第二節 會社の創立と土地分讓經營

一、會社の創立と役員

かくて諸般の準備はととのひ、大正七年九月二日、麴町區永樂町二丁目十番地日清生命保險株式會社内創立事務所で創立總會が開かれ、創立資本金を金五十萬圓とし左の役員が選任せられたのである。

取締役	中野武營	服部金太郎
	緒明圭造	柿沼谷雄
	星野錫	竹田政智
監査役	伊藤幹一	市原求

なほ同日取締役會を開き、社長に中野武營氏、専務取締役に竹田政智氏が選任され、澁澤榮一翁は相談役に委嘱された。

ところが翌十月九日、社長中野武營氏が逝去されたので暫時後任社長は置かず、竹田専務が代表取締役として社長事務處理の任に當ることゝなつた。

二、土地買収

會社設立が終り役員決定をすますと共に、こゝに事業の第一着手として土地買収が開始されたのである。

買収地區は洗足、大岡山、調布の各一圓であつたが、洗足方面の地價が昂騰したので、その代りとして、調布、玉川方面が買増されることゝなつた。

大正七年十一月廿九日、日本橋區兜町の澁澤事務所で重役會が開かれ、澁澤相談役、服部金太郎、柿沼谷雄、緒明圭造、竹田政智の五氏が出席し、協議の結果左の要項に基いて土地買収を行ふことが決議された旨記録されてゐる。これによつて當時の地價およびその後の推移狀況がうかがはれるのである。こゝにこれを轉錄する。

土地買収要項

洗足方面ハ最近地價著シク昂騰シ現ニ一坪八圓乃至拾五圓位ニテ陸續取引アル趨勢ナルヲ以テ豫定ノ價格一反歩七百圓ニテ買收スルハ頗ル至難ノ事ニ屬ス、依テ同方面ハ一時成行ニ放任シ置キ専ラ力ヲ玉川、調布方面ノ買收ニ盡シ同方面ニ於テ約三十萬坪ノ地區ヲ獲得シテ都市經營ニ資セントス、乃チ同方面ノ地區二十八萬餘坪ノ内既ニ買收済ノ十四萬七千餘坪ノ外、五萬三千坪ハ一坪ニ付金五拾錢増額シテ買收シ、殘餘ノ八萬坪ハ地上物件ノ關係アリテ頗ル高價ニ當ルヲ以テ之ヲ減區シ、更ニ龜甲山一體ノ景勝地十萬坪ヲ増區セントス。

右計畫ニ由ル土地買收代金左ノ如シ

拾四萬七千坪 (金貳圓參拾錢) 此代金參拾參萬八千百圓

五萬參千坪 (金貳圓八拾錢) 此代金拾四萬八千四百圓

拾萬坪 (金五圓卅參錢) 此代金五拾參萬參千圓

計 參拾萬坪 此代金壹百〇壹萬九千五百圓

平均壹坪金參圓四拾錢弱

外ニ洗足方面ニ於テ賣買登記濟ノ分六萬千參百六拾坪アリ、今後契約ニ基キ提供シ來ルモノ四萬坪内外アルモノト假定シ、合計約拾萬坪ノ買收資金ハ別ニ準備シ置クモノトシ、此金額約貳拾五萬圓ヲ要ス。

以上ニ要スル土地買收資金總額壹百貳拾六萬九千五百圓ナリトス。

なほ、この頃の調布村に於ける地價は左の如き標準であつた。

當時の地價 (調布村)

一、丸山。 山林、畑、六千七百五十三坪 (一坪金七圓五拾錢)

一、石谷。 山林、畑、六千八百八坪 (一坪金七圓五拾錢)

- 一、西谷。 山林、田、六千八十四坪（一坪金貳圓五拾錢）
- 一、いかり。 田、五千八百五十一坪（一坪金貳圓五拾錢）
- 一、中谷。 田、六千六百九十坪（一坪金貳圓五拾錢）
- 一、杜若谷。 山林、畑、一萬五千七百五十坪（一坪金參圓）
- 一、汐見臺。 山林、畑、一萬七千九百〇九坪（一坪金四圓五拾錢）
- 一、龜塚。 山林、畑、一萬八千七百四十九坪（一坪金八圓）
- 一、寶來。 山林、畑、一萬四千七百〇四坪（一坪金七圓）

合計坪數九萬九千貳百九拾坪

代金五拾貳萬九千〇參拾參圓五拾錢也

平均壹坪金五圓參拾貳錢八厘弱

かくて大正十年下期迄に買收した土地は、左表の通りである。

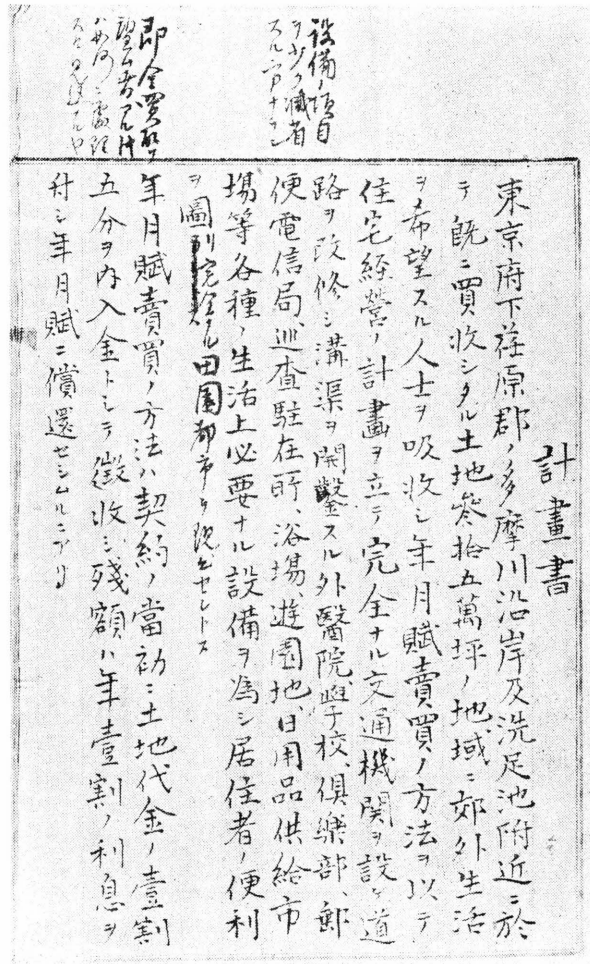
買收土地細目表

買收年月	種別地名		坪	坪換算
	種別	地名		
自大正七年九月至大正八年五月	田、畑、山林	玉川村	町段畝歩	坪
	宅地	調布村	町段畝歩	
自大正八年六月至大正八年十一月	田、畑、山林	碑衾村	町段畝歩	坪
	宅地	平塚村	町段畝歩	
自大正八年十二月至大正九年五月	田、畑、山林	馬込村	町段畝歩	坪
	宅地	池上村	町段畝歩	
自大正九年六月至大正九年十一月	田、畑、山林	總計	町段畝歩	坪
	宅地	坪換算	坪換算	

總計	種別地名		坪	坪換算
	種別	地名		
自大正七年九月至大正八年五月	田、畑、山林	玉川村	町段畝歩	坪
	宅地	調布村	町段畝歩	
自大正八年六月至大正八年十一月	田、畑、山林	碑衾村	町段畝歩	坪
	宅地	平塚村	町段畝歩	
自大正八年十二月至大正九年五月	田、畑、山林	馬込村	町段畝歩	坪
	宅地	池上村	町段畝歩	
自大正九年六月至大正九年十一月	田、畑、山林	總計	町段畝歩	坪
	宅地	坪換算	坪換算	

三、田園都市の全貌

田園都市の理想、目的については前述したところであるから、こゝではその計畫、機構の全貌を簡単に記すこととする。



訂正筆は澁澤子爵のせられとものであ

事業地 土地高燥、地味肥沃、しかも名勝舊跡に富み、他に比類のない田園都市的相貌をもつ

た好適地で、舊荏原郡洗足池附近（洗足地區）及び同郡碑倉村平南大岡山の一圓（大岡山地區）

ならびに同郡調布、玉川兩村にわたる多摩川畔一帯の地域、合計約四十六萬坪に及んでゐる。

二

交通と運輸

目黒蒲田電鐵會社を別箇に創立し、省線、市電と連絡をとらしめることゝした。

なほ自動車、腕車利用については、省線五反田驛から通ずる府縣道によるほか、新設電車線路に沿ひ、幅四間の道路を設け便益をはかることゝした。

三

通信通話

郵便局の設置、電話の架設を請願しその圓滑を企圖した。

四

電燈瓦斯の供給

都會人の生活に必須な電燈及び電力については、田園都市會社直營のもとに經營することゝし、且つ料金も東京市内と同額にすることゝ決められた。

なほ瓦斯供給については未定であつた。

五

上下水道と道路

上下水道は文化人の住宅地として必要缺くべからざるものであるが、上下水道

は當時創業された玉川水道株式會社に建設費を補助し、その新設濾過池より引用し單に穿井による自然水のみに頼らないことゝした。

下水道は高地を利用し、道路の兩側へ水路を設け完全に他へ放出せしむることゝした。

道路は幅員二間から七間に及ぶものを適宜に通じ、かつ街路樹を植ゑ美觀を添へることに留意した。

上下水道の完備、道路の美觀等は、當時の東京市郊外住宅地において夢想だにされなかつたもので、これ等の文化的施設が田園都市計畫に大きな特色となつたものである。

六

教育機關 完備した教育機關もまた都會人士の要望するところであるから、計畫の始めから、小學校と幼稚園を設け居住者の子弟教育に充てることとし、用地まで準備してあつたのである。漸時居住者の移住に伴ひ或はこれらの機關を特設し、或は地方町村と協力して、從來の町村小學校の施設を改善、擴張し教育上萬遺憾なからしめることとした。

なほ、中學校に關しては折よくも、府立第八中學建設が平塚村小山の地に決定したので、目的は達せられた。女學校その他も電車開通につれて漸次沿線へ吸収し得られる豫想が立つに至つたのである。

七

住宅と建築 住宅の建築は建築する者の任意であるが、會社としても建築部を設け、土地購入者の依頼に應じた。またその建築にあたつては、美觀と環境の惡化を防ぐため左の條件を嚴守することを規定し、いはゆる理想的田園都市に恥ぢない住宅の建築を希望し強調したのである。

その條件とは

- 一、他の迷惑となる如き建物を建造せざる事
 - 二、障壁は之を設くる場合にも瀟洒典雅のものたらしむる事
 - 三、建物は三階建以下とする事
 - 四、建物敷地は宅地の五割以内とする事
 - 五、建築線と道路との間隔は道路幅員の二分の一以上とする事
 - 六、住宅の工費は坪當り約百二、三十圓以上とすること
- 以上のごときものである。

これにより前述のごとく、住宅建築の設計監督を田園都市會社自身にて請負ひ、またこれが規定を作つて萬全を期するほか、住宅圖面の參考書を一般に閱覽せしめるとか、見本住宅を建築して展覽せしめるとか、或は庭園の設計、花園菜園などに關してもそれ〴〵適當の方策を講じ指導の任にあたつたのである。

八

住宅地域と店舗地域 田園都市建設の目的からいつても、住宅以外の他の建物を禁じたことはいふまでもない。しかし居住者の便宜をはかるために一般の店舗を別箇の地域に、主として驛を中心とした一劃に定め、こゝに店舗を集注せしめることゝした。このほか居住者の趣味嗜好

にもとづき洋風建築區域を定め、希望者がある箇所に纏めることゝしたのである。

九

保安と衛生 保安については警察署、駐在所などを請願設置して居住者の安住をはかり、衛生に關しては居住を求める醫師を誘引開業せしめ、一般居住者の不安を除去することに努めた。

一〇

市場、購買組合の施設 日用品その他生活必需品の供給機關として、これ等の施設に便宜を與へ、また指定商を置いて安直な生活の出來るよう計畫した。

一一

俱樂部の設置 居住者相互の交際機關、また意志の疎通を計る協議機關として、土地購入者や居住者と協議し、俱樂部用の土地を提供設置した。

一二

公園と遊園地 田園都市區域内の勝地を撰んで居住者一般の娛樂場とし、こゝにテニスコート、グラウンドその他の運動機關を設け、またその外廓である多摩川沿岸を利用して一大遊園地を設置し、更に在來の洗足池を清淨にしボートを備へる等、各種の施設を行つた。一方府當局その他と交渉して府立公園の設置を立案計畫した。蓬來公園もその一つである。

以上は大體當時の案内書から概要を摘録したものであるが、完成した現在から見ても、全くこ

れ等の線に沿つて着々實現施行されたものといつてもよいのである。

四、土地分譲

土地の買収がすむと共に、洗足地區（荏原郡平塚、馬込、碑衾の三村）の耕地整理に着手した。分譲地への送電設備、下水その他の工事がほゞ完成して、いよく賣出したのが大正十一年七月からであつた。

最初の賣出しが五萬五千坪、この約八割はまたゝく間に豫約濟となり、第二次耕地整理の擴張願が同年九月三十日に提出されてゐる。

當時賣出しに配布したパンフレットの要旨を左に摘録して、田園都市會社の活躍のあとをうかがふこととする。

土地分譲案内

◎田園都市の提供

本社が今度經營致します田園都市は、東京市が目下の人口過集狀態から生ずる種々なる弊害を避けるが爲めに建設致さうとする理想郷であります。

現在我邦の都市は歐米のそれに劣らず人口過集の慘害に陥つて居ります。即ち東京市では一戸當り坪數二十坪六、大阪市は十九坪二、京都市は三十八坪二といふ狀態ですから、一英反（約

四反二十四歩）に十二戸乃至二十戸以上を過集と見做すと云ふ學說から見ますと東京市の如きは實に驚く可き過集狀態に陥つて居るのです。（中略）即ち我田園都市は、斯の如き社會の中堅たる諸彦の慘禍を緩和する目的にて、弊社創立發起人澁澤子爵を始め其他有力者が社會奉仕の精神に基き幾多の歲月と多大の經濟的犠牲とを拂つて、汎く歐米の長と本邦特有の事情とを參酌して、今日始めて提供するに至つたのであります。

（イ）事業經營地

弊社が『田園都市』として撰定致しました場所は東京府荏原郡洗足池附近、同碑衾村大岡山一帶及び同調布村、玉川村に亘る多摩川沿岸一帯の地であります（中略）其附近には、洗足池、九品佛、池上本門寺、御嶽神社、等々力ノ瀧、淺間神社、矢口ノ渡、鶉ノ木の櫻等歴史的の名所舊蹟が各所に散在して居ります。斯の如き清鮮の風致を帶び、春夏秋冬の遊覽地に富むの地を住宅地と撰んだ事は本社の誇りとする所です。

（ロ）設計の概要

斯の廣潤なる總坪數約四十六萬坪の土地に凡て住宅建設に適する施工を爲し、必要の個所に土留石垣等を築くは勿論、中央に幅七間に亘る幹線道路を敷き、之に四通八達せる數十條の四間道路を配します。さうして、幹線には銀杏、篠懸の木等の街路樹を並植して、天然の風趣に人工を加へて田園閑雅の美觀を彩る事とし、大小の下水、水道を通じ電燈其他の文明的設備を遺憾

なからしめることを期します。

(ハ) 賣買契約の事

弊社が田園都市を提供致しました目的は、約り好個の住宅地を安價にしかも年月賦拂ひの便法を以て理想的田園生活を樂んで居らるゝ間に、知らず識らず若干の地所を所有し、住宅の安定を確乎たらしめやうとの趣意に出たものでありますから、御互に共存自治の心掛を嚴守して頂くことは勿論ですが、左の件々を御承知願つて置かうと存じます。 下略

(ニ) 土地分讓方法

土地の分讓方法は一人一口、百坪乃至五百坪を略其限度と致し、三ケ年乃至十ケ年賦拂の月賦若くは半年賦拂と致し契約金として初め總額の二割を頂きます。けれども御都合に依ては即時拂の御相談にも應じます。また賦金拂として途中にて殘額の全部又は一部を一時に入金しても差支はありません。其場合の拂込割合や其他詳細の算法は本社に御問合せ下さい。

付に圓千		
(割金賦)		
五ケ年	十ケ年	期間
二一、二三	一三、二〇	月賦
一二九、五〇	八〇、二四	半年賦

このパンフレットの要旨には、歐米各國の郊外住宅地、田園都市計畫等の美點長所が巧に採り

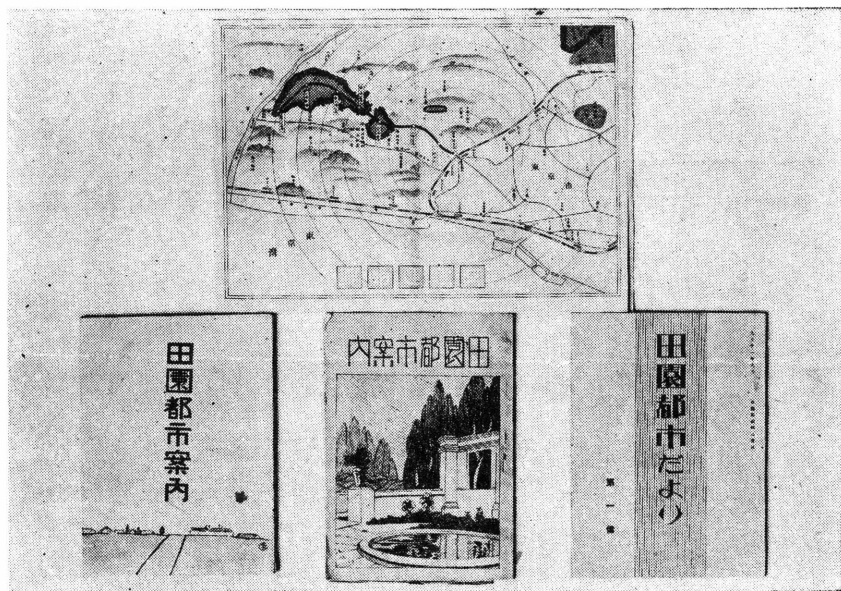
入れられてゐる。大正八年から九年にかけて、

澁澤秀雄氏が外遊しつぶさに歐米各國を視察研究された成果がこゝに織り込まれてゐるのである。

即ちかくのごとき廣汎な住宅地の設計圖が先づ引かれ、道路がその設計通り四通八達し、しかる後に住宅が建てられたといふ所謂都市計畫の體を備へた土地分譲は、我國においてはこれをもつて嚆矢となすべきものであつた。

かくて大正十二年に入り調布區域八萬坪の整地工事に着手したが、これに對しては豫約方法をとらず、一般設備の完成を待つて賣出すことゝしたのである。

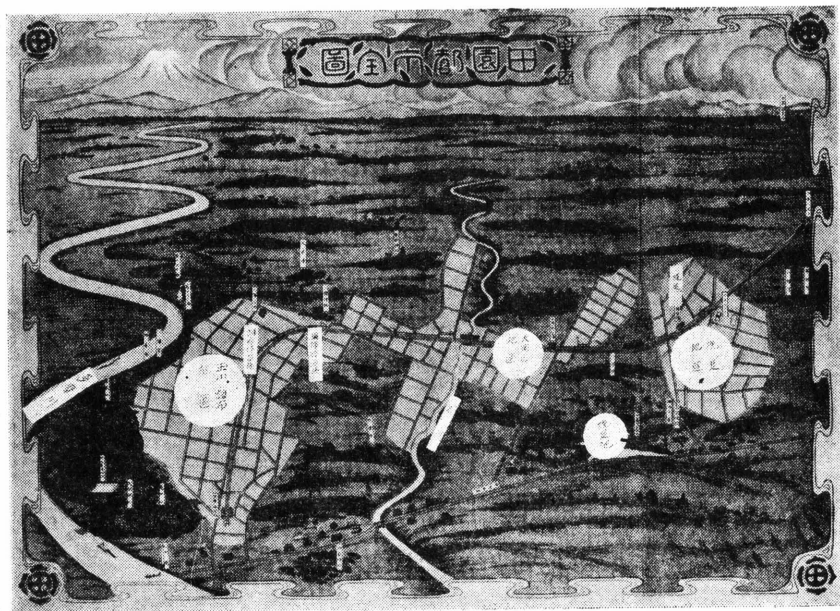
ところがこの年九月一日、かの關東大震災が、突如として人心を混亂の底にたゞき込んだのである。しかし都心の大火災は、却つて人心に郊外の安住地たる所以を教へた。成行は危惧されたにか



土地分譲開始當初の案内

ゝはらず、業績は良好で、十一月末までに一萬七千坪の分譲契約が成立したのは、豫想外の好成

績といはなければならぬ。



田園都市区域圖

かくして大正十三年に入り着手したのが多摩川
ベリの高臺地域で、五月末迄に第一回、第二回の
分譲は約三萬一千餘坪に達した。一方大岡山へ東
京高等工業が移轉することゝなつたので、會社は
復興局の希望によりその所要敷地として九萬一千
餘坪を提供し、その代償として藏前の舊敷地一萬
二千餘坪を得たのである。しかしてこの間、田園
都市生活は都人士の要望に副ふと共に、大震災の
もたらした派生的原因により、郊外移住の傾向は
頓にたかまり、ために當時開業日なほ淺かつた目
黒蒲田電鐵と共に、その業績に受けた好影響はま
ことに顯著なものがあつたのである。

その後玉川臺地は第三回の賣出しとして電車線
路の東側約二萬六千坪の分譲を行つたが、これま
た好成绩で大正十三年九月中に契約を締結する盛況を見た。また同地域に日用品の供給を容易な

らしめるため、六月中に店舗地約二千五百坪の賣出しを開始したが、既に開業の運びを見るものあり、十月下旬に至り更に第二區店舗地賣出しを行ひ、合計參千五百餘坪の賣約を行つたのであつた。

大正十四年上期に入つて第四期の整地工事を完了し、五月下旬賣出しを開始した。一方田園調布に隣接する玉川村の區劃整理についても、その許可を得ると同時に着工し、十一月末に賣出し本契約を了したのが一萬五千九十三坪、假契約三百六十坪であつた。

大震災後の經濟界は容易に復活すべくもなく、大正十五年に入つても世人の期待したごとくゆかず依然沈滞したまゝであつた。しかし當社の業績は、堅實そのものゝ然らしめた賜であつたことはいふまでもないが、基礎はますます強固になつて行つたのである。

同年上期においては主として玉川に屬する部分の整地工事を行ひ、ほかに多摩川臺の宅地、調布村内の殘餘整地工事を了し、東京横濱電鐵株式會社と共同經營の丸子の分讓を開始し、八千三百八十四坪の本契約と三千百七十一坪の假契約を結んだ。この間東京横濱電鐵は、二月十四日、丸子多摩川、神奈川間の營業を開始したのである。

大正十五年下期、經濟界の不況はますます深刻となつたが、この期においてもなほよく共同經營地その他を合して一萬七千二百五十五坪の本契約と、一千九百四坪の假契約を結んだ。

かくて十二月に入り昭和と改元され、翌昭和二年四月、全國的に襲來した金融恐慌により、財

界は端睨すべからざる一大混亂に陥つたが、當社としては何等直接の惡影響を蒙ることなく、單獨經營地玉川村の第五期擴張整地工事約九千坪を了し、讓渡契約をなしたものの九千九十七坪に及んだ。なほ共同經營地である日吉臺第二期整地工事約三萬五千坪を完了し、同年下期においては單獨經營地一萬四千二十五坪、共同經營地二千百七十六坪の契約をなしたのである。

分讓開始當時から目黒蒲田電鐵株式會社へ合併する迄の賣出し土地を一表として、左に示すとゝする。

分讓土地賣出一覽表

(イ) 單獨經營

地區名	賣出坪數	賣出年度
洗足	五五、〇〇〇坪	大正一一、六
多摩川臺	三二、四一五	大正一二、八
同右	二九、一六二	大正一二、一一
大岡山	高工へ 九一、〇〇〇	大正一三、一
多摩川臺	二六、三二一	大正一三、五
洗足	三五、〇〇〇	大正一三、一一
多摩川臺	一五、四六一	大正一四、五

多摩川臺	四五、〇〇〇坪	大正一四、一一
同 右	四、〇五一	大正一四、五
同 右	七、七三一	同 右
同 右	一一、三八九	昭和 二、一二

以上の外の残地は目黒蒲田電鐵株式會社へ引継ぎ、以後同社名にて分譲す。

(ロ) 東横電鐵と共同經營

新丸子、日吉臺合して五萬四千四百餘坪である。

五、營業成績

拂込株金に對する年五朱の利息配當も、いよく中止の時期が到來し、本格的に利益金の配當をなすに至つたのは、洗足地區の分譲を行つた大正十二年の上期で、しかも年一割といふ、當時不況その極に達した財界から見ると、實に驚嘆すべき好成績であつた。爾來、目蒲電鐵と合併前の昭和二年下期まで、毎期年一割の配當を繼續し、且つ昭和二年下期には二割の特別配當を行ひ、なほ綽々たる餘裕を示しながら、目蒲電鐵へ婿入りしたといふ形であつた。

次に毎期の配當處分案を一表に纏めて參考に供することゝする。

土地分譲毎期利益金處分一覽

年 度	項 目	資本金	利 益 金	處 分	内 譯						
		本期利益金	前期繰越金	合計	法定積立金	別途積立金	職員退職 手當積立金	株主配當金	創 立 費	重役賞與金	後期繰越金
大正十二・上	五、〇〇〇、〇〇〇 円	二九六、〇七・七五 円	— 円	二九六、〇七・七五 円	一五、〇〇〇・〇〇 円	— 円	— 円	二八、四〇〇・〇〇 (年一割) 円	一、七四四・六 円	一五、〇〇〇・〇〇 円	二五、八七三・七五 円
〃	〃	二七三、〇六九・三五 円	一五、八七三・九七 円	二八八、九四三・三三 円	一五、〇〇〇・〇〇 円	— 円	— 円	二五、〇〇〇・〇〇 (年一割) 円	— 円	一五、〇〇〇・〇〇 円	八、八九三・三三 円
〃	〃	四九八、八六六・二一 円	八、九四三・三三 円	五〇七、八〇八・五五 円	二五、〇〇〇・〇〇 円	一五、〇〇〇・〇〇 円	— 円	二五、〇〇〇・〇〇 (年一割) 円	— 円	二〇、〇〇〇・〇〇 円	六、八〇八・五五 円
〃	〃	四〇三、三〇九・三四 円	六三、八〇八・五五 円	四六五、一七・八七 円	二五、〇〇〇・〇〇 円	一〇〇、〇〇〇・〇〇 円	— 円	二五、〇〇〇・〇〇 (年一割) 円	— 円	二〇、〇〇〇・〇〇 円	七〇、一二七・八七 円
〃	〃	四〇五、五五七・三三 円	七〇、一二七・八七 円	四七五、六七五・二〇 円	二五、〇〇〇・〇〇 円	一〇〇、〇〇〇・〇〇 円	— 円	二五、〇〇〇・〇〇 (年一割) 円	— 円	二〇、〇〇〇・〇〇 円	八〇、六七五・二〇 円
〃	〃	三九一、七九・六三 円	八〇、六七五・二〇 円	四七二、八五四・八三 円	二〇、〇〇〇・〇〇 円	一〇〇、〇〇〇・〇〇 円	— 円	二五、〇〇〇・〇〇 (年一割) 円	— 円	二〇、〇〇〇・〇〇 円	八一、八五四・八三 円
〃	〃	三八七、六九・六一 円	八一、八五四・八三 円	四六九、五四・四四 円	二〇、〇〇〇・〇〇 円	一〇〇、〇〇〇・〇〇 円	— 円	二五、〇〇〇・〇〇 (年一割) 円	— 円	二〇、〇〇〇・〇〇 円	七九、五四四・四四 円
〃	〃	五三六、六三・八一 円	七九、五四四・四四 円	六六、一七・三五 円	二〇、〇〇〇・〇〇 円	一〇〇、〇〇〇・〇〇 円	五、〇〇〇・〇〇 円	二五、〇〇〇・〇〇 (年一割) 円	— 円	二六、〇〇〇・〇〇 円	一〇五、一七・三五 円
昭和二・上	三、〇〇〇、〇〇〇 円	四六、八〇四・九八 円	一〇五、一七・三五 円	五六、九八二・三三 円	二五、〇〇〇・〇〇 円	三〇、〇〇〇・〇〇 円	一〇、〇〇〇・〇〇 円	一五、〇〇〇・〇〇 (年一割) 円	— 円	三三、〇〇〇・〇〇 円	一〇八、九二・三三 円
〃	〃	五三九、〇四六・五〇 円	一〇八、九二・三三 円	六四八、〇二八・七三 円	三〇、〇〇〇・〇〇 円	— 円	— 円	四五、〇〇〇・〇〇 (年三割) 円	— 円	二七、〇〇〇・〇〇 円	一三三、〇六・七三 円

第三節 電氣事業經營及び電氣鐵道敷設

一、電燈電力供給業

電氣事業經營については、大正九年八月十八日、同年十二月六日および大正十年五月十一日の

三回にわたり遞信省へその許可を申請、大正十年七月十九日付をもつて許可を受け、電燈電力供給業については大正十一年八月二日、會社自ら經營する土地の地域内に限り許可を受けたのである。

當時ほとんど曠野に等しい新開地へ、電氣を供給してくれるほど大膽な會社があるはずはなかつた。したがつて結局電力だけを購入して、電氣供給は田園都市會社が自營しなければならなかつたのである。しかしこの事業は住宅地の繁榮と相まつて段々と好況に向ひ、會社の有力な財源となり、後年目蒲電鐵へ合併して、同社の電燈部となつたがそのはじまりはこゝにあるのである。

電監第三四五二號

申請人 田園都市株式會社

大正九年十二月六日及十年五月十一日附申請電氣事業法第一條第二號ノ電氣事業經營ノ件許可ス

但シ別紙命令書ノ條項ヲ遵守スヘシ

大正十年七月十九日

遞信大臣 野田卯太郎 印

(命令書は省略す)

議 題

樂町貳丁目拾番地永樂俱樂部ニ於テ發起人總會ヲ開キ左ノ事項ヲ議事ニ附ス

電氣第三四五二號

申請人 田園都市株式會社

大正九年十二月六日及十年五月十一日附申請電氣事業法第一條第二號ノ電氣事業經營ノ件許可ス

但シ別紙命令書ノ條項ヲ遵守スヘシ

大正十年七月十九日

逓信大臣 野田 卯 太

電氣第三四五二號

命令 書

申請人 田園都市株式會社

大正十年七月十九日附電氣第三四五二號許可證ニ據リ本命令書ヲ下附ス

第一條 電氣事業法施行規則第十二條ニ依ル工事施行認可ノ申請ハ許可ノ日ヨリ十ヶ月内ニ之ヲ爲スヘシ

逓信大臣ハ會社ノ申請ニ依リ正當ノ理由アリト認ムルトキハ前項ニ定メタル期間ヲ延長スルコトアルヘシ

第二條 會社ハ許可ノ日ヨリ二年内ニ事業ヲ開始スヘシ

第三條 逓信大臣ハ土地ノ狀況上必要ト認ムルトキハ電氣線路ヲ地中鋪式ニ變更スルコトヲ命スルコトアルヘシ

第四條 逓信大臣ハ公衆上必要ト認ムルトキハ電氣線路方式ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ

電氣事業經營許可指令

二、電氣鐵道敷設出願と免許

(イ) 荏原電氣鐵道株式會社

田園都市の設立に伴ひ必然起るべきは交通機關の問題であるが、これについては既に澁澤子爵外七名の發起の下に荏原電氣鐵道株式會社を設立し、荏原郡大井町から同郡調布村に到る地方鐵道敷設の出願をなし、大正九年三月六日これが免許を得たのである。

そして、この荏原電氣鐵道株式會社を田園都市株式會社の經營に移すべき發起人總會を開いたのが、大正九年四月十日であつた。

發起人總會議事錄

大正九年四月拾日午前拾壹時東京市麴町區永

一當會社ノ免許ヲ得タル東京府荏原郡大井町ヨリ同郡調布村ニ至ル區間ノ電氣鐵道敷設ノ權利ヲ無償ニテ田園都市株式會社ヘ讓渡シ同會社ヲシテ之カ經營ヲナサシムルコト

一前項鐵道敷設權ヲ讓渡スルニ就テハ大正九年參月貳拾五日田園都市株式會社ト當會社發起人總代トノ間ニ締結シタル左ノ契約ヲ承認スルコト

契約書

荏原電氣鐵道株式會社ヲ甲トシ田園都市株式會社ヲ乙トシ地方鐵道讓渡ニ關シ左ノ契約ヲ締結ス

第壹條 甲ハ其免許ニ屬スル東京府荏原郡大井町ヨリ同郡調布村ニ至ル區間ノ電氣鐵道敷設ノ權利ヲ無償ニテ乙ニ讓渡スルコトヲ約諾ス

第貳條 乙ハ甲ノ免許ニ屬スル東京府荏原郡大井町ヨリ同郡調布村ニ至ル區間ノ電氣鐵道敷設ノ權利ヲ讓受ケ之カ經營ヲナスヘキモノトス

第參條 當契約承認ノ決議ヲ爲スヘク大正九年四月拾日ヲ期シ甲ハ發起人總會ヲ開キ乙ハ臨時株主總會ヲ開キ甲乙孰レモ承認ヲ得タル上法定ノ手續ヲ履踐スルモノトス

第四條 讓渡ニ關スル一切ノ手續ハ甲ハ發起人總代ニ乙ハ取締役ニ一任シ不備支障等ノ場合ニ於テハ該發起人總代ト取締役トノ間ニ於テ協議補足スヘキモノトス

右契約ハ本證貳通ヲ作成シ各當事者ニ於テ其壹通ヲ保有スルモノナリ

大正九年參月貳拾五日

右承認ス

右ハ出席發起人一同異議ナク可決承認セリ

大正九年四月十日

荏原電氣鐵道株式會社

發起人總代 竹田政智

田園都市株式會社

取締役 竹田政智

田園都市株式會社

監査役 伊藤幹一

同 市原求

同 中野岩太

荏原電氣鐵道株式會社

發起人 澁澤榮一 印

同 服部金太郎 印

同 緒明圭造 印

同 柿沼谷雄 印

同 伊藤幹一 印

同	星	野	錫
同	市	原	求
同	竹	田	政
			智
			印

以上の契約に基き、その譲受の認可を申請したのが大正九年四月十四日であつたが、同年五月十八日に免許を得た。

かくて田園都市會社の經營に移つた荏原電氣鐵道の敷設權は、その後大正十一年九月二日、目黒蒲田電鐵株式會社の創立されると同時に同年九月十九日、同社へ譲渡の許可を得て移讓されることとなり、田園都市會社から分離することゝなつた。

(ロ) 目 黒 線

大正九年十二月二十日、地方鐵道敷設として目黒線を出願し、その免許を得たのが大正十年二月十五日であつた。その後目黒蒲田電鐵株式會社の創立により、この目黒線は同社の幹線の一部となつたのである。

東京府鐵道

免許狀

往原電氣鐵道株式會社
發起人

池澤 榮一

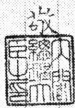
外七名

右申請ニ係ル東京府往原郡大井町ヨリ同府同郡調布村ニ至ル鐵道ヲ敷設シ旅客、運輸營業ヲ爲スコトヲ免許ス

鐵道省

地方鐵道法第十三條ニ依ル認可申請ハ大正十年一月五日迄ニ之ヲ提出スヘシ
大正九年三月六日

内閣總理大臣原



東京府鐵道

免許狀

田園都市株式會社

右申請ニ係ル東京府往原郡碑谷村ヨリ同府同郡大崎町ニ至ル鐵道ヲ敷設シ旅客及貨物、運輸營業ノ爲スコトヲ免許ス

地方鐵道法第十三條ニ依ル認可申請ハ大正十年八月十四日迄ニ之ヲ提出スヘシ

鐵道省

大正十年二月十五日
鐵道大臣元田 肇



往原電氣鐵道株式會社
發起人總代

竹田 政智

田園都市株式會社
大正九年四月十四日附申請東京府往原郡大井町ヨリ同府同郡調布村ニ至ル鐵道敷設權ヲ田園都市株式會社ニ讓渡ノ件許可ス

田園都市株式會社、大正九年三月六日監第九二號ヲ以テ戶與シタル免許ニ屬スル權利義務ヲ承繼スヘシ

大正九年五月十八日

鐵道大臣元田 肇



第四節 澁澤翁歡迎謝恩會

開花結實もつて有終の美を完うした田園都市株式會社が、目黒蒲田電鐵株式會社と合併の機運やうやく熟するに及び、これが祝賀をかねて、田園都市の首唱者であり、かつ功勞者中の長老、澁澤榮一翁を多摩川園に迎へ、昭和二年六月三十日、盛大な歡迎謝恩會が催された。

當日席上において翁は壯重な祝辭を述べられ、終に七言律一首をものされた。それに相應じて同席の有志、韻士、競つて頌和され、この詩歌は「玉川唱和集」と題して、遺されてゐる。他日のため、左に摘録して置く。

祝 辭

機ヲ見ルニ敏ニシテ事ヲ處スルニ公平ナル地方諸賢ノ幹旋ト會社當事者諸氏ノ忠實ナル努力ト相俟チテ我が田園都市會社ノ事業ガ斯克完全ノ發展ヲ遂ゲ茲ニ地方諸賢ヨリ特ニ老生ノ爲ニ此大會ヲ舉行セラレタルハ實ニ望外ノ光榮ニシテ欣喜ニ堪ヘザル所ナリ因リテ老生ハ此機會ニ於テ一場ノ祝辭ヲ陳ベテ地方諸賢ニ感謝スルト同時ニ數十年來ノ記憶ト理想トヲ喚起シテ來會諸君ノ清聽ヲ請ハントス

回顧スレバ老生ハ維新前ヨリ數回歐米ノ諸邦ヲ旅行シ其大都市ヲ觀察スルニ各商店ハ概ネ店舗ト住宅トヲ異ニシ而シテ其住宅ハ多ク都塵ヲ避ケタル郊外ニ在リテ朝ニ店舗ニ來リ夕ニ住宅ニ還ルヲ常トセリ然ルニ我ガ東京市ノ如キハ古來ノ慣習上店舗住宅同一ナルガ爲ニ緊要ノ商業地區ヲ庭園庖厨等ニ浪費シテ各般ノ施設ヲ妨グルノミナラズ風紀衛生上ニ及ボス弊害モ亦鮮カラズ之ヲ改善スルハ實ニ都市ニ於ケル地積ノ經濟ニシテ同時ニ商工業發達ノ一助タルベキヲ痛感セリ仍リテ老生ハ此理想ヲ實現セント欲シ大正四五年ノ交二三ノ同志ト謀リテ多摩川ノ流ニ沿ヘル荏原郡ノ一角ヲ其候補地ニ擬シタリ蓋シ此地ハ東京橫濱兩都市ノ中間ニ介在シ土地高燥且ツ肥沃ニシテ四望山水ノ風致ニ富ミ氣候亦最モ人ニ宜シク幸ニ交通機關ノ便アラバ眞ニ恰當ノ住宅地タルベキヲ以テナリ恰モ好シ此地ニ居住スル畑彌右衛門君ハ老生ノ舊友ナルヲ以テ同氏ニ依リテ地方ノ諸賢ニ協議シタルニ諸賢モ亦大ニ贊意ヲ表セラレ遂ニ一事業會社ヲ設立スルニ決シタリ而シテ其基礎トナルベキ數十萬坪ノ土地ハ地方諸賢ノ盡力ニ依リ極メテ廉價ヲ以テ會社へ提供セラルル事トナリタレバ茲ニ始メテ創業ノ事務其緒ニ就キ七年九月田園都市株式會社ノ成立ヲ見ルニ至レリ

會社創立ノ事由此ノ如クナレバ爾來會社ハ專ラ田園都市ニ必要ナル諸般ノ施設即チ道路上下水道ヨリ公園學校等ノ整備ニ力ヲ注グリ就中最モ其意ヲ用キタルハ交通機關ニ在リ蓋シ交通ノ便ヲ缺ケバ田園都市ハ殆ド無用ノ長物トナリ了ルベケレバナリ老生ハ單ニ首唱者タルニ止リテ固

ヨリ自ラ經營ノ任ニ當レルニアラザレバ今詳ニ其業績ヲ列舉スルヲ得ザレドモ現在本社ノ姉妹會社トモ云フベキ目黒蒲田電鐵會社ニ依リテ目黒蒲田間ニ電車ヲ運轉シ以テ田園都市ト東京市ノ中心トヲ聯絡シ又東京横濱電鐵會社ニ依リテ京濱ノ交通ヲ一層便ナラシメツツアルノ一事ヲ以テ其異常ナル發達ヲ證スルニ餘リアルベシ

斯クテ多摩川ノ左岸水清ク草綠ナル處廣袤五六十萬坪ニ亘レル此田園都市ハ眞ニ理想的ナル別荘區ヲ現出シ延テ傍近町村ノ發展トナリ都人ト地方在住者ト相互ニ便益ヲ蒙リツツアルハ誠ニ老生ノ欣快ニ堪ヘザル所ナリ

然リト雖モ喜アレハ必ズ憂アリ一利アレバ一害隨テ生ズルハ數ノ免レザル所ナリ田園都市ノ年ヲ逐ヒテ發展スルニ伴ヒ識ラズ知ラズ都會輕佻ノ風ヲ移入シテ地方質實ノ美俗ヲ壞ル虞ナシト云フベカラズ殊ニ近時一般ノ人情輒モスレバ浮華ニ流レ我利ニ競奔シテ犧牲奉公ノ念ニ乏シク大學ニ所謂義ヲ以テ利ト爲スカ如キ行爲ニ至リテハ絶エテ見ル能ハザル狀態ナルハ老生ノ深ク慨歎スル所ナリ冀クハ地方ノ諸賢相戒メテ安逸ニ流レズ驕泰ニ陷ラズ義利兩ツナガラ全クシテ長ヘニ模範的住宅地タラシムルニ務メラレンコトヲ

賀田園都市會社事業發展

新 阡 先 喜 映 朝 光 四 望 山 川 引 興 長
商 不 二 價 耕 讓 畔 果 然 義 利 兩 全 鄉

昭和二年六月三十日

八十八翁 青淵 澁 澤 榮 一

新所先登映日光
 甲里山川引興長
 高不二價耕讓畔
 果然義利兩全鄉
 田園都市株式會社紀念大會席上
 賦呈地方關係諸君
 八十八翁 泚澤榮一
 昭和二年六月三十日

玉川唱和集（拔萃）

玉川田園都市矚目步瀝澤子爵韻

朴堂 安井小太郎

珠溪水色映山光
 紅樹青林道路長
 造物應驚奪天巧
 荒村忽爾化仙鄉

攀青淵子爵玉川田園高韻

翠邨 高橋茂一郎

阡陌烟含君子光
垂髻黃髮頌歌長
誰知咫尺京郊地
水竹禾麻別闢鄉

謹次青淵先生芳韻

達山 佐倉・孫三

丘陵起伏映曦光
鐵路縱橫築得長
慧眼導人蒙始啓
青淵之水潤全鄉

恭次青淵翁瑤韻

漸庵 國分三亥

黃壁朱薨帶瑞光
兩行街樹挾途長
家々無界園無境
眞見人間安樂鄉

次青淵大人玉川開里詩韻

檜谷 久保雅友

鄭裊於今史剩光
朝謀雖短野謀長
靜安能虛有前訓
將見賢民出此鄉

奉和澁澤子爵瑤韻

南村林直方

齊整民居國有光
聖賢治道古今長
喜看施設東西契
郊外新開安樂鄉

謹次青淵先生韻

廻瀾福澤定興

請見山河新發光
家々得所樂今長
淵翁餘力君知否
僻邑乍成文化鄉

天民木內柔克

新開蓋葺對山光
鐵路又看延更長
八十先生猶未倦
曾開阡陌幾何鄉

青淵大人の指導により玉川園事業の
發展せるとききて

すすき原かるや翁の一步より

柳井貴三

田園都市

虫の音や京をはなれて京の家

文化村

赤き家白き道處々夏木立

第五節 目黒蒲田電鐵株式會社に合併

目蒲電鐵へ合併するにつき昭和二年十月三日、臨時株主總會を開催、且つ兩社合併の契約書を附議したが、當日の決議録は左の通りである。

昭和二年十月三日午前十時東京市麴町區有樂町壹丁目壹番地生命保險會社協會に於て本社の臨時株主總會を開催す。

出席株主及出席株主の所有株數左の如し。

一、總株主數 壹百八拾五名

一、出席株主（委任狀共） 壹百八名、此株數五萬貳千四百拾六株

午前十時取締役社長矢野恒太氏議長席に就き開會を宣し左の事項を附議す。

一、資本減少の件

資本金參百萬圓を金壹百五拾萬圓に減少する事。

一、昭和二年十二月一日現在の各株主に付株式貳株に付壹株を提供せしめ會社は右壹株に對し目黒蒲田電鐵株式會社株式一株(金五拾圓拂込濟)及東京橫濱電鐵株式會社株式壹株(金五拾圓拂込濟)合計貳株を交附して參萬株を減少する事

二、銷却せらるべき株式數參萬株に對し前項に依る交付を爲すために別途積立金及繰越金の全部を支出すること

右原案通り可決す

二、別紙目黒蒲田電鐵株式會社との合併契約承認の件
右承認す

三、同合併契約書第三條に依り殘務委員若干名を選任し同條第二項及第三項の規定に基き必要なる事項を適宜處理せしむる事右原案可決の上滿場一致を以つて殘務委員の選任方を議長に一任ありたるを以つて議長は左記九氏を指名したり。

矢	野	恒	太	緒	明	圭	造	星	野	錫
竹	田	政	智	澁	澤	秀	雄	篠	原	三
伊	藤	欣	二	濱	口	錄	之	助	市	原
									求	郎

四、定款變更の件

本會社定款中左の通り變更すること

第五條 當會社の資本は金壹百五拾萬圓にして之を三萬株に分ち壹株を金五拾圓とす

附 則

- 一、昭和二年十月四日より十二月一日迄の間は奇數の株式の名義書換を停止す
 - 二、昭和二年十二月一日より資本減少の登記の日に至る迄の間は資本減少の爲め銷却せらるべき株式を當會社に提供せざる者の所有株式の名義書換を停止す
 - 三、昭和三年三月一日以後合併實行の日迄株式の名義書換を停止す
- 右原案の通り可決す

右議事終了に付閉會を告ぐ時に午前十時廿分也

昭和二年十月三日

田園都市株式會社臨時株主總會に於て

議 長	矢 野 恒 太
出席株主	竹 内 實
出席株主	辻 高 重
監 査 役	伊 藤 欣 二
監 査 役	市 原 求

本議案提出に付ては監査役に於て異議なき上本總會席上に於て其旨意見を發表せり。

實 施 事 項		實 施 年 月 日
(一)	重役會にて株主總會招集決議	昭和 二、九、一四
(二)	合併契約書の作製（別記參照）	二、九、一五
(三)	株主總會招集通知	二、九、一七
(四)	株主總會にて合併決議	二、一〇、三
(五)	右通知	二、一〇、三
(六)	債權者に對する異議申立公告並催告	二、一〇、五
(七)	合併認可申請（鐵道大臣宛）	二、一〇、八
(八)	定款變更届（同 右）	二、一〇、一〇
(九)	合併契約一部變更決議重役會	二、一、一四
(一〇)	田園都市株式會社減資	二、一二、一
(一一)	債權者異議申立期限	二、一二、六
(一二)	定時株主總會開催通知（合併契約一部變更の件）	二、一二、一三

(三)	定時總會開催 (決議)	昭和 二、一二、二八
(四)	右決議通知	二、一二、二八
(一五)	合併認可申請書添付書一部變更願 (鐵道大臣宛)	三、一、七
(一六)	合併認可申請 (逓信大臣宛)	三、一、二八
(一七)	合併期日	三、四、三〇
(一八)	合併報告株主總會開催通知	三、五、一
(一九)	右株主總會開催及決議通知	三、五、一六
(二〇)	合併登記	三、五、二三
(二一)	新株券交付通知	三、五、二四
(二二)	合併終了届 (鐵道逓信兩大臣宛)	三、五、二四

合併契約書

目黒蒲田電鐵株式會社 (以下甲ト稱ス) ト田園都市株式會社 (以下乙ト稱ス) トノ合併ヲ爲ス
ニ付兩社ノ社長ハ其重役會ノ決議ニ據リ契約ヲ締結スルコト左ノ如シ

第一條 乙カ本契約第五條第三號ニ記載セル資本減少ヲ完了シタル後甲乙兩社ヲ合併シ甲ヲ存

續シ乙ヲ解散スルモノトス

第二條 甲ハ合併ノ結果トシテ資本金貳百貳拾五萬圓ヲ増加シ一株ノ額面五拾圓拂込濟ノ株式四萬五千株ヲ發行シ乙ノ額面五拾圓拂込濟株式二株ニ對シ三株ヲ割當テ合併期日ノ乙ノ株主ニ交附スルモノトス但割當交付ニ適セサル端數ハ甲ニ於テ之ヲ競賣ニ附シ其代金ヲ端株數ニ應シテ該株主ニ交付スルモノトス

第三條 甲ハ乙ノ解散費用トシテ金四十七萬圓ヲ乙ニ交付スルモノトス

前項ノ金額ハ乙ノ選任スル殘務委員ヲシテ左ノ如ク分配セシムルモノトス

一、金 拾 五 萬 圓 役 員 慰 勞 金

二、金 拾 五 萬 圓 社 員 賞 與 金 及 退 職 手 當 金

三、金 七 萬 圓 功 勞 者 慰 勞 金

四、金 拾 萬 圓 洗 足 及 多 摩 川 臺 住 宅 地 改 良 ノ 爲 ニ ス ル 寄 附 金

前項各號ノ金額ノ分配方法及其範圍ハ殘務委員ニ一任スルモノトス

第四條 合併ノ期日ハ昭和三年四月三十日トシ乙ハ其前期日現在ノ權利義務及一切ノ財産ヲ甲ニ引繼クモノトス

但已ムヲ得サル事故アルトキハ甲乙ノ取締役協議ノ上其期日ヲ變更スルコトヲ得

第五條 前條ノ引繼ハ乙ノ提出セル別紙昭和二年八月三十一日現在ノ財産目錄貸付對照表ヲ基

準トシ同日以後ノ増減ハ別ニ計算書ヲ以テ之ヲ明確ニスヘキモノトス但甲ハ乙カ合併期日迄ニ左ノ配當並ニ減資ヲ爲スニ付豫メ之レヲ承認シタルモノトス

一、昭和二年下期ニ於テ乙ノ業績ハ利益金五拾萬圓ヲ超過スル見込ナルヲ以テ其利益金ヲ以テ一株ニ付普通配當金貳圓五拾錢特別配當金五圓合計七圓五拾錢（即年三割）ノ配當ヲ行ビ右配當金ニ對シ乙ハ其株主ノ希望ニヨリ右金額ノ三分ノ一迄ハ東京橫濱電鐵株式會社第二新株式（金五圓拂込濟）ヲ拂込金額ヲ以テ其三分ノ二迄ハ目黒蒲田電鐵株式會社新株式（金拾圓拂込濟）ヲ拂込金額ヲ以テ賣渡スコトヲ得ヘキコト

二、乙ハ前號株主ニ對スル利益配當ト同時ニ乙ノ役員ニ對シ從前ノ例ニ依ル賞與金ヲ分配スルコトヲ得ベキコト

三、乙ハ昭和二年十二月一日現在ノ各株主ニ對シ其株式二株ニ付一株ヲ提供セシメ右一株ニ對シ乙ハ目黒蒲田電鐵株式會社株式一株（金五拾圓拂込濟）及東京橫濱電鐵株式會社株式一株（金五拾圓拂込濟）合計二株ヲ交付シテ資本金壹百五拾萬圓株式參萬株ヲ減少シ資本ヲ金壹百五拾萬圓トシ其株數ヲ參萬株ト爲スコト

第六條 乙ハ前條ノ處置ヲ爲スニ當リ不足スル東京橫濱電鐵株式會社株式ニ付テハ時價ヲ以テ買入レ及合併期日迄ニ其所有株式ヲ時價ヲ以テ賣却スルコトヲ得ルモノトス

第七條 乙ハ本契約締結後所有物件ヲ處分シ訴訟ヲ提起シ和解ヲ爲ス等其財産ニ重大ナル影響

ヲ及ホスヘキ行爲ヲ爲スニハ甲ノ承認ヲ得ルコトヲ要スルモノトス

但乙ノ營業上日常ノ取引ニ付テハ此限りニ非ス

第八條 甲ハ乙カ其事業地ニ於ケル所有地中從來公園トシテ一般公衆ニ開放セル左記土地ハ引

續キ永久ニ公衆ニ開放スル義務アルモノトス

一、東京府荏原郡調布村大字下沼部字汐見臺九拾番地所在 實來公園

二、東京府荏原郡荏原町大字小山字池ノ谷四百九拾貳番ノ七同四百九拾四番ノ八所在 辨天

池公園

第九條 合併實行前天災不可抗力其他ノ事由ニ依リ甲又ハ乙ノ財産ニ豫期セサル著シキ變動ヲ

生シタルトキ甲又ハ乙ハ互ニ本契約ヲ無償ニテ解除スルコトヲ得甲又ハ乙カ本契約ノ條項

ニ違背シタルトキ亦同シ

第十條 乙ノ現在ノ使用人ハ甲ニ於テ詮考ノ上採用スルモノトス

乙ノ社員退職手當積立金ハ第三條第二項第二號ノ金額ノ一部ニ充當スルモノトス

第十一條 第二條ニ依リ甲ノ發行シタル株式ニ對シテハ甲ハ從來ノ株主ト同シク昭和三年上期

分ノ利益分配ヲ爲スモノトス

第十二條 本契約ニ規定セル事項以外ニ於テ合併ニ關シ必要ナル事項アルトキハ甲乙代表者ニ

於テ之ヲ協定實行スルコトヲ得ヘキモノトス

第十三條 甲及乙ハ昭和貳年拾月參日同時ニ臨時株主總會ヲ開キ本契約ニ基キ合併ノ決議ヲ爲

シタル上本契約ノ條項ヲ履行スヘキモノトス

第十四條 甲乙双方ノ株主總會ニ於テ本契約ヲ承認シタルトキハ合併契約トシテ其効力ヲ有シ

甲乙ノ双方又ハ一方ノ株主總會ニ於テ本契約ヲ承認セサルトキ、乙カ第五條第三號ニ記載セル資本減少ヲ實行スルヲ得サルニ至リタルトキ若クハ甲カ本契約ニ付主務官廳ノ認可ヲ得サルトキハ本契約ハ當然無効タルモノトス

右ノ條項ヲ契約シタル證トシテ本證書貳通ヲ作り各壹通ヲ保有スルモノトス

以上

昭和貳年九月拾五日

目黒蒲田電鐵株式會社

取締役社長 矢野恒太

田園都市株式會社

取締役社長 矢野恒太

右契約ヲ承認候也

昭和貳年九月拾五日

目黒蒲田電鐵株式會社

田園都市株式會社

監查役	伊藤欣二
監查役	石川善太郎
監查役	小林一三
監查役	伊藤欣二
監查役	濱口錄之助
監查役	市原求

貸借對照表

(昭和二年八月三十一日現在)

負債ノ部		資産ノ部	
科目	金額	科目	金額
資本金	三、〇〇〇、〇〇〇 ^四	土地	一、四五四、九一五 ^四
法定積立金	二〇〇、〇〇〇	家屋	三五、九八八〇〇
別途積立金	六五〇、〇〇〇	什器	三、一六六六五
職員退職手當積立金	一四、八四〇〇〇	機械器具	三、七〇五〇〇
前期繰越金	一〇八、九八二二三	有價證券	三、〇二一、八八四〇一
社員積立金	九、七二六八六	都市建設費	四四〇、六九一五三
支拂手形	六五〇、〇〇〇	貯藏物品	一〇、八九八七八
假受金	二一、八〇五三一	貸出金	一七七、六六五二五
未拂當金	四、七二六七五	假出金	二九、一七五二二
配當金	一一〇〇〇	未收入金	三二、六一八三五
未拂配當金	五二五〇〇	差入保證金	一〇〇〇
受入保證金	三〇〇〇〇	收入印紙	八四四四七

土地收入金	五四二、四三一八	銀行	六八、八九一七七
利益金	八八、一三一八八	振替貯金口座	一三五六一
合計	五、二九一、五七九二二	金銀	一〇、九八九〇三
		合計	五、二九一、五七九二二

かくて、昭和三年五月五日を最後に、創立以來第十九回の決算報告書を作製し、目黒蒲田電氣鐵道株式會社へ合併したのである。左に決算報告書を採録して置く。尙四月三十日の合併期日は官廳認可が遅れたので五月五日となつたことを附記してをく。

一、貸借對照表

(昭和三年五月五日現在)

負債		資 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
資本金	一、五〇〇、〇〇〇	土地	一、三〇四、三九九
法定積立金	二三〇、〇〇〇	家屋	三一、〇〇〇
別途積立金	六五〇、〇〇〇	什器	二、八五九
職員退職手當積立金	一四、八四〇	機械器具	三、二三〇
前期繰越金	一三一、〇二八	有價證券	一、四七六、四四四
借入金	四五〇、〇〇〇	都市建設費	三四二、〇五五
支拂手形	二五〇、〇〇〇	貯藏物品	五、六五四
假受金	四、二〇三	貸付金	一七五、〇〇〇
未拂配當金	六三、七六四	未收入金	三〇、八三七
未拂配當金	五九〇	收入印紙	四二、七四四
受入保證金	一五〇	銀入紙	一、四八五
利益金	一五〇、七一一	振替口	一五、八三三
合計	三、四四五、二九三	合計	一、二〇、四四
	八三		三九

二、財 産 目 録
 （貸借對照表資産ノ部ニ同ジ）
 三、損 益 計 算 書
 （自昭和二年十二月一日
 至同 三年 五月五日）

收 入 ノ 部			支 出 ノ 部		
科 目	金 額		科 目	内 譯	金 額
土 地 收 入	五三九、〇三 ^四	九	營 業 費	諸 經 費	二六九、一〇五 ^四
				七〇、九三七、八〇	四三
配 當 金 及 利 子 收 入	一三六、一八四	八〇	諸 稅	一八四、二三八、九三	
			支 拂 利 子	一三、九三八、七〇	
雜 收 入	三二、七九〇	〇三	有 價 證 券 賣 却 損		六二、九六五
			諸 消 却		二一四、二三六
合 計	六九七、〇二三	八三	合 計	土 地	三
				一六〇、四五三、二三	
				都 市 建 設 費	
				五三、七七四、一四	
			差 引 本 期 利 益 金		五四六、二九六
					一五〇、七二七
					〇三
					七九

以上

右之通りニ候也

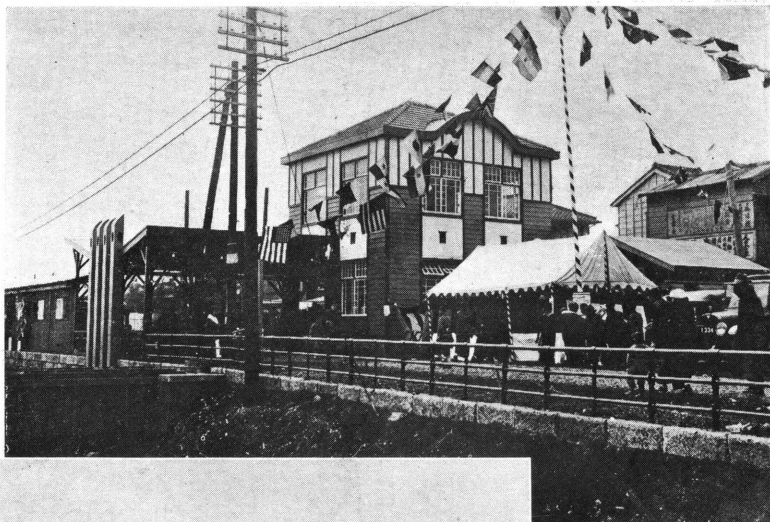
昭和三年五月

右調査候處相違無之候也

田園都市株式會社

取締役社長	矢野恒太
取締役	緒明圭造
取締役	星野錫
取締役	竹田政智
取締役	澁澤秀雄
取締役	篠原三千郎
監査役	伊藤欣二
監査役	濱口錄之助
監査役	市原求

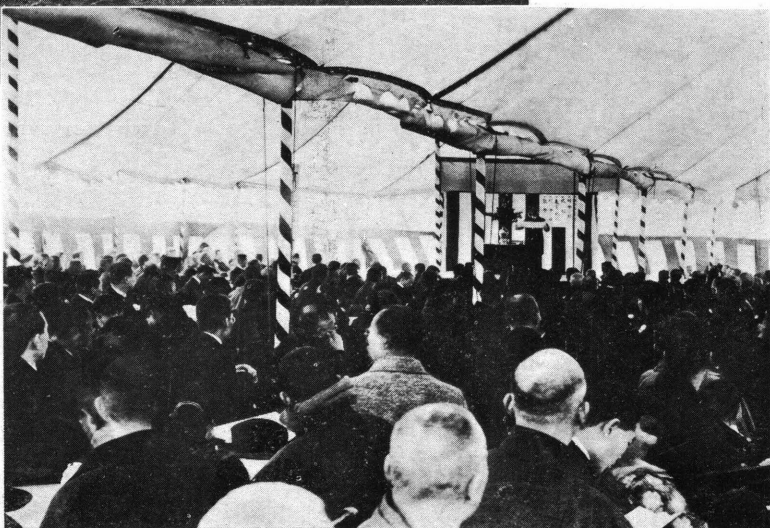
(一) 目蒲線開通式當日の光景

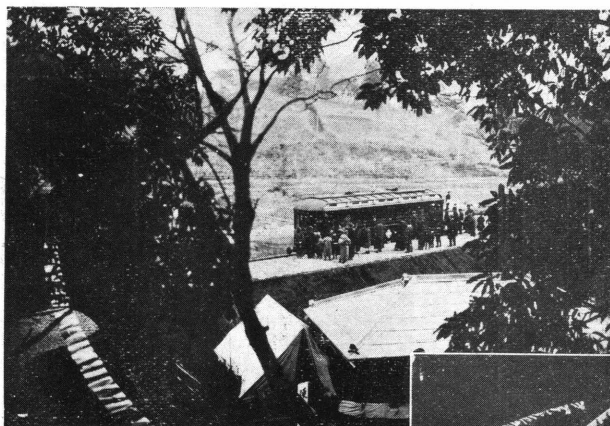


(二) 洗足式場



(三) 式場光景

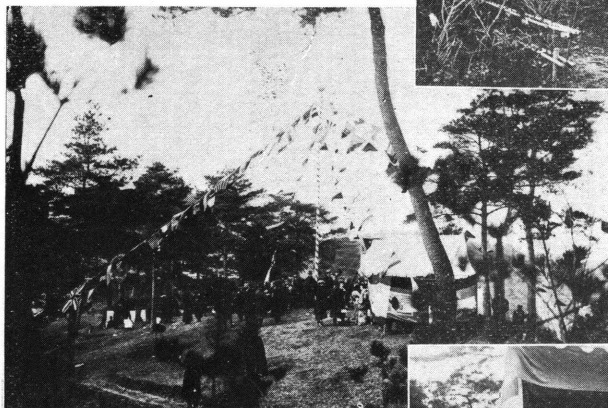




(四) 丸子多摩川停車場



(五) 宴會場へ行く人々



(六) 松の茶屋附近の
宴會場



(七) 餘興場

第二章 目黒蒲田電鐵株式會社

第一節 會社創立と役員

田園都市株式會社の附帶事業である電氣鐵道敷設事業を、別箇に分離經營すべく創立せらるゝに至つたのが、即ち目黒蒲田電鐵株式會社である。

大正十一年九月二日、京橋區第一相互館内において創立總會を開き左の役員が選任された。

取締役	緒 明 圭 造 氏
取締役	竹 田 政 智 氏
取締役	澁 澤 秀 雄 氏
取締役	篠 原 三 千 郎 氏
取締役	五 島 慶 太 氏
取締役	河 野 通 氏
監査役	市 原 求 氏

監査役 石川善太郎氏
監査役 伊・藤欣二氏

創立資本金參百五十萬圓（此株數七萬株一株金五拾圓）、第一回拂込一株ニ付金五圓
尙本社は前記の第一相互館に置く事とした。

大正十一年十月二日臨時株主總會を開き、前記役員中から取締役社長に竹田政智氏、事務取締
役に五島慶太氏が選任せられた。

尙、後日の爲め當時の株主名簿を轉記して參考に供する。

株數	府縣別	氏名
六八、〇〇〇	東京	田園都市株式會社事務取締役 竹田政智
一、〇〇〇	同	武藏電氣鐵道株式會社取締役會長 男爵郷誠之
一〇〇	同	市原求
一〇〇	同	伊藤欣二
一〇〇	同	石川善太郎

株數	府縣別	氏名
一〇〇	東京	緒明圭造
一〇〇	同	河野通
一〇〇	同	竹田政智
一〇〇	同	矢野恒太
一〇〇	同	五島慶太
一〇〇	同	篠原三千郎
一〇〇	同	澁澤秀雄
七〇、〇〇〇	合計	拾貳名

株主の大體は田園都市會社の役員及びその大株主であるが、武藏電鐵の取締役會長男爵郷誠之
助氏の加はつてゐるのは、後述の武藏電鐵蒲田支線を譲受けるに際して、代償として武藏電鐵へ
譲渡した株の代表者としてであり、それ以外には全く特殊な關係はなかつたのである。たゞこゝ
に注意すべきは、現在わが東横電鐵社長たる五島慶太氏が事務取締役に選任せられたについての
経緯である。

田園都市會社が電鐵敷設經營に際し、實は當時適任者がなかつた。そこで澁澤翁は服部金太郎
翁とはかり、生命保險業で成功した矢野恒太氏をしてその任に當らしめんとし、大正十年四月十

六日、重役會で矢野氏を相談役に推薦したのである。ところが矢野氏としても電鐵事業經營に關しては未経験である。相談相手として小林一三氏を顧問に招聘するにしくはないと考へ自ら大阪へ赴き同氏を訪ひ懇望して承諾を得たのである。

小林氏は當時阪急電鐵で立派な業績をあげてゐたのであつた。然し小林氏は快諾したものゝ多忙極まりない身で、東京、大阪兩社をかけもちするのは相當難事であつたので、將來斯業を完遂し得らるゝ識見、手腕、人格かねそなはつた人物として、五島慶太氏を推舉するに至つたのである。

こゝに於て矢野氏と五島氏の會見となり、五島氏は己が意圖を開陳、賛意を得ると共に當時氏が事務取締役として經營の任に當つてゐた、武藏電鐵の建設は一時見送りの形とし、田園都市會社の電鐵建設經營に乗り出すことゝなつたのである。

かくてまづ田園都市會社から電鐵部を分離せしめ、新に創立したのが、目黒蒲田電鐵株式會社であつた。

第二節 電氣鐵道敷設權讓受

一、荏原電鐵及び目黒線敷設權

田園都市會社の創立發起人の名を以て、荏原電鐵の敷設免許を得、後にこれを田園都市會社に

譲渡したこと、ならびに田園都市會社が更に目黒線（大崎町―碑衾間）の敷設權を得た事情について前記したが、目蒲電鐵が創立されて間もなく大正十一年九月十九日、右兩線の敷設權を目蒲電鐵會社へ譲渡の件はその筋から左のごとく許可された。

監第一八九八號

田園都市株式會社

目黒蒲田電鐵株式會社

發起人總代 竹 田 政 智

大正十一年七月十四日附申請東京府荏原郡大井町ヨリ同郡調布村ニ至ル及同郡碑衾村ヨリ同郡大崎町ニ至ル鐵道敷設權讓渡ノ件許可ス

目黒蒲田電鐵株式會社發起人ハ大正九年三月六日監第九二號及大正十年二月十五日監第一四六號ヲ以テ付與シタル免許ニ屬スル權利義務ヲ承繼スヘシ

本許可ハ大正十一年十二月三十一日迄ニ目黒蒲田電鐵株式會社成立セサルトキハ其效力ヲ失フ

大正十一年九月十九日

鐵道大臣伯爵 大 木 遠 吉 印

二、武藏電鐵の蒲田支線敷設權讓受

大正九年前後における財界のパンニックに禍せられ、資金難に陥つた武藏電鐵の建設事業は一時頓座の形であつたが、その結果、いはゞ持てあましたといふべき蒲田支線、即ち今日の多摩川園驛から蒲田に至る路線を目蒲電鐵へ讓渡の議が起り、遂に大正十一年七月十日の臨時株主總會で、議決せられるに至つた。當時の武藏電鐵事業報告書を見ると、この間の消息が明かにされてゐる故左に摘録して置く。

臨時株主總會

大正十一年七月十日午前十時二十分本會社臨時株主總會ヲ東京市麴町區内幸町二丁目四番地本會社ニ於テ開催（中略）左記ノ通り決議同日午前十時三十分閉會セリ

一、定款第二條第一項二號ノ蒲田支線ノ一項ヲ削除スルコト

二、前項ノ蒲田支線ヲ目黒蒲田電鐵株式會社發起人ニ讓渡スルコト

三、前二項ノ實施ハ目黒蒲田電鐵株式會社ノ成立及ビ監督官廳ノ許可ヲ俟ツテ決行スルコト

理由

今回前記目黒蒲田電鐵株式會社發起人ヨリ當會社蒲田支線敷設權讓渡ノ交渉アリ且同支線ハ曩ニ略ボ同一線路ニ就キ他會社ニ敷設免許セラレ現ニ工事中ニ屬スルヲ以テ此際相當條件ヲ以テ右希望者ニ讓渡セントスルニ在リ

右三案共各原案ノ通り可決シタリ

追而讓渡ノ要項目左ノ如シ

(イ) 蒲田支線鐵道敷設權讓渡代金ハ金五萬圓トス

(ロ) 前項代金受領ノ方法ハ本會社ニ於テ目黒蒲田電鐵株式會社ノ株式壹千株(額面五拾圓

此第一回拂込金壹株ニ付金五圓)ヲ引受クルコト

但之ハ同時ニ目黒蒲田電鐵株式會社發起人ヨリ金五千圓也支拂ヲ受クルコト

(ハ) 前項ニ依ル支拂殘金四萬五千圓ハ目黒蒲田電鐵株式會社ノ一般株式ノ拂込ノ都度同會

社ヨリ本會社ノ引受株式壹千株ニ對スル拂込額ト同額ノ代金ノ支拂ヲ受クルコト

尙右讓渡代金ハ收入ノ都度一時假受金トシテ處理シ隨時建設費ヲ償却スル方針ナリ

かくて其の筋の許可を得たのが左記許可書の如く、大正十一年九月十九日であつた。

監第一八九八號

武藏電氣鐵道株式會社

目黒蒲田電鐵株式會社

發起人總代 竹 田 政 智

大正十一年七月十四日附申請東京府荏原郡調布村ヨリ同郡蒲田村ニ至ル鐵道敷設權

讓渡ノ件許可ス

目黒蒲田電鐵株式會社發起人ハ大正六年十月三十日監第二一三〇號ノ二ヲ以テ付與シタル免許ニ屬スル權利義務ヲ承繼スヘシ

本許可ハ大正十一年十二月三十一日迄ニ目黒蒲田電鐵株式會社成立セサルトキハ其効力ヲ失フ

大正十一年九月十九日

鐵道大臣伯爵 大 木 遠 吉 印

電監第八三四七號

讓渡人 武藏電氣鐵道株式會社
讓受人 目黒蒲田電鐵株式會社

發起人總代 竹 田 政 智

大正十一年七月十四日附申請電氣事業讓渡ノ件認可ス

但シ從來讓渡人ニ命令シタル事項ハ讓受人ニ於テ之ヲ遵守スヘシ

大正十二年一月十三日

逓信大臣子爵 前 田 利 定 印

第三節 運輸業開始

會社創立後七ヶ月にして早くも目黒、丸子多摩川間の複線開通を見るに至り、大正十二年三月十一日、盛大なる開通式が洗足驛前廣場で舉行されたのである。開通當時の車輛數は五輛（六十四人乗）、運輸従業員は、車掌十六人、運轉手十六人、その他十三人といふ僅かなものに過ぎなかつた。



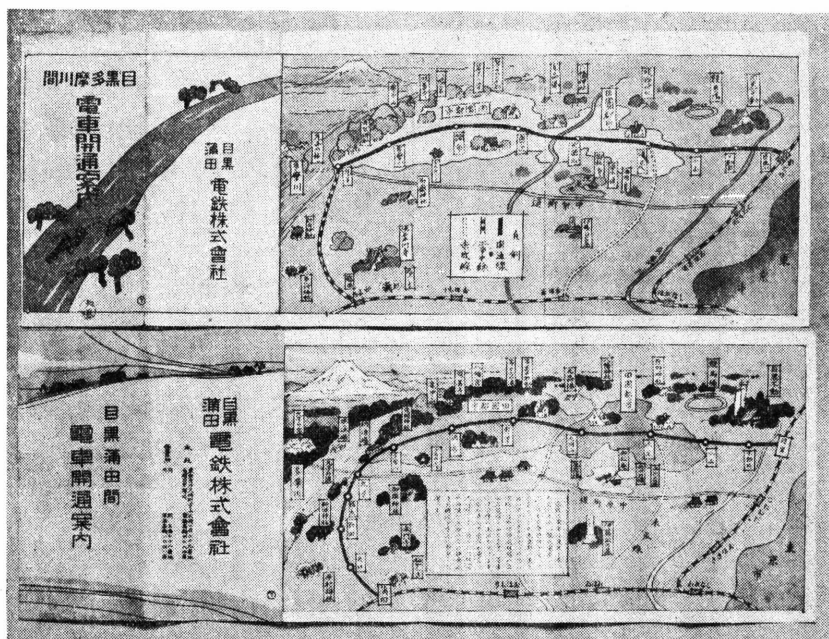
（一其）内案線沿の時當業開線蒲目

この年四月二日臨時株主總會を開き、蒲田線建設資金に充當するためはじめに鐵道財團を組織し、これを擔保に百貳拾萬圓以内の借入れをなすことを可決、直に銳意同線の建設に全力を傾注したのである。

五月十四日本社を上大崎（目黒驛前）に移轉。

この年の九月一日が關東大震災、

このため工事の進捗は幾分遅れたがそれでも同年十一月一日には蒲田線も日出版く開通を見るに至つた。



(二其) 内案線沿の時當業開線蒲目

第四節 關東大震災の影響

關東大震災のため變電所の破損障害等から一時送電に悩まされたが、これとて間もなく目鼻がつき電車運轉が復舊すると共に、震災の厄に遭遇した東京市内居住者は潮のごとく居を郊外に求め、沿線への移住者は激増し乗客の増加は日を追ふて盛となり、創立日尙淺き當社も他の郊外電鐵と同じく業績頓に昂るに至つた。(第四編第七章參照)

一方姉妹會社たる田園都市の事業も目覺しい活氣を呈し、この震災を機に前述のごとく東京高工の大岡山へ移轉するあり、これがために獲得した藏前の土地を復興局へ賣却し相當の益金を得、その一部をもつて武藏電鐵の株式を買収す

るなど、田園都市會社系、言ひ換へれば目蒲電鐵系の人々は、大震災を機會として一大飛躍をなし、電鐵事業への大躍進となり、一方行きづまつてゐた武藏電鐵の建設事業もこゝに回生の時期が到來したのである。

第五節 武藏電鐵を傘下に收む

以上のごとき事情の下に武藏電鐵の役員は會長郷男爵をはじめ全員退陣し、代つて目蒲電鐵系の人々が就任することゝなつた。但し常務取締役であつた五島慶太氏は目蒲電鐵系の役員の一として新に就任することゝなり、大正十三年十月七日の臨時株主總會において左の役員が選任せられたのである。

取締役社長	矢野恒太氏
専務取締役	五島慶太氏
取締役	市原求氏
取締役	服部玄三氏
取締役	緒明圭造氏
取締役	竹田政智氏
取締役	篠原三千郎氏

監査役	伊藤
監査役	小藤
	林
	一
	三
	氏

同月廿五日在來の資本金貳百四拾五萬圓を五百萬圓に増加の決議をなした。

第三章 武藏電氣鐵道株式會社

第一節 發起出願と起業目論見

一、起業の發端及び出願

明治三十九年十一月十日武藏電氣鐵道株式會社の名稱の下に、始めて電氣を動力とする鐵道敷設を出願し、同四十一年五月八日逕信大臣から假免許狀を下附された。そもそも、これが東京横濱電鐵株式會社の誕生であつた。

當時、東京附近で電氣鐵道敷設の計畫などまことに珍しかつたので、開通式の式辭にもあるように、畏くも

明治大帝の御下問にあづかつたと洩れ承はるほどである。

先づ設立の根本趣旨を知るため、左に出願當初の報告書を轉錄して參考に供し、もつて本社發祥の源流をたづね往時をしのぶようすがともしいと思ふ。

本鐵道の目的は第一、人口二百餘萬ヲ有スル吾ガ帝都東京市ト、商工三十餘萬ノ常住セル東洋屈指ノ貿易港タル横濱市トノ間ニ、日々出入往復スル旅客貨物ノ運輸ヲ敏活ニシ、第二、其沿道各部落殖産興業ノ發達ヲ誘致シ、第三、東京山ノ手方面ト東海道各地方面トノ旅客ノ出入ヲ

一層捷速繁多ナラシムルコトヲ最要トシ、是等ノ動機ニ依リテ以テ國家ノ富力ヲ増進シ社會ノ幸福ヲ助長セントスルニ在リテ、其詳細ハ已ニ發起趣意書ニ縷述セルガ如シ、而シテ之ガ首唱者タル岡田治衛武ハ此理想ヲ實現セントシ明治三十三年以來其發起ヲ企テ當路有司ノ贊同ヲ求メ、屢々阻止セラレテ屢々之ヲ試ミ、屈セズ撓マズ初志ノ貫徹ニ力メツツアリシガ、機運漸ク到リ明治三十九年鐵道國有ノ制度行ハルルニ及ンデ成算腦裡ニ熟シタルヨリ、更ニ適法ノ企畫ヲ定メ、同年十月十一日ヲ以テ私設鐵道法ニ依リ武藏電氣鐵道ノ布設認可ヲ遞信大臣ニ申請シタリ、其本線ハ東京市麻布廣尾町ヲ起點トシ、官設鐵道平沼停車場ヲ終點トシ、此距離延長十五哩十六鎖、支線ハ荏原郡調布村丸子附近ヨリ分岐シ官設鐵道蒲田停車場ニ至ル、此距離延長三哩六十四鎖、本支線トモ其動力ヲ電氣トシ其方式ハ複線軌道架空單線式トシ、資本金額三百五十萬圓、之ヲ七萬株ニ分ツテ株式組織トナシ發起人ハ僅ニ岡田治衛武以下五名ナリキ是即チ本鐵道ノ起因也云々

以上に依つてみると當社の發起は既に日清戰役終熄後數年の頃から企畫せられたもので、愈々その認可を出願するに至つたのが明治三十九年であつた。

武藏電氣鐵道株式會社發起御認可願

東京横濱間ニ私設鐵道法ニ據リ電氣鐵道敷設ノ目的ヲ以テ武藏電氣鐵道株式會社發起仕候間御

認可被成下度起業目論見書假定款圖面等關係書類相添へ此段願上候也

明治三十九年十一月十日

發起人

岡田治衛武印

山根舜太郎印

阿部太一郎印

樋口鉦次郎印

村田佐輔印

遷信大臣 山縣伊三郎殿

御 届

一、拙者共儀今般武藏電氣鐵道株式會社發起認可願提出仕候ニ付テハ岡田治衛武ヲ總代人ニ選
定シ本願ニ關シ追加發起人ノ加除又ハ各官廳ニ對スル願届及應答其他ノ權利義務共一切同
人ヲ以テ執行致サセ候ニ付此段連署ヲ以テ特ニ御届申上置候

明治三十九年十一月十日

武藏電氣鐵道株式會社發起人

岡田治衛武印

遞信大臣 山縣伊三郎殿

御進達願

一、武藏電氣鐵道株式會社發起認可願

右御進達被成下度願上候也

明治三十九年十一月十日

武藏電氣鐵道株式會社發起人總代

東京市芝區西久保巴町十九番地

岡田治衛武印

東京府知事男爵 千家尊福殿

武藏電氣鐵道株式會社 起業目論見書（最初のもの）

山根舜太郎	阿部太一郎	樋口鉦次郎	村田佐輔
印	印	印	印

第一 本會社ハ株式組織トス

第二 本會社ハ鐵道ヲ敷設シ旅客ノ輸送業ヲ營ムヲ以テ目的トス

第三 本會社ハ武藏電氣鐵道株式會社ト稱シ本社ヲ東京市ニ置ク

第四 本會社ノ敷設スベキ線路ハ東京府豊多摩郡澁谷村字廣尾町天現寺橋ニ起リ荏原郡目黒村字

三田、同村下目黒、大崎村字桐ヶ谷、平塚村字戸越、同村字中延、馬込村、池上村、矢口

村、神奈川縣橘樹郡御幸村字上平間、同村字古川、同村字塚越、日吉村字小倉、旭村字末

吉、同村字獅子ヶ谷、同村字北寺尾、同村字馬場寺尾、大綱村字菊名、同村字篠原、子安

村字白幡、城郷村字齋藤分、同村字三澤、横濱市青木臺町及平沼ヲ經テ官線東海道鐵道平

沼停車場ニ至ル距離延長拾五哩貳拾壹鎖貳拾節トス

第五 本鐵道ハ架空單線式複線軌道ニシテ軌間ハ四呎六吋トス

第六 本會社ノ資本金總額ハ參百五拾萬圓トス

第七 本會社ノ株式總數ハ七萬株ニシテ壹株ノ金額ハ五拾圓トス

第八 當會社存立時期ハ設立免許ノ日ヨリ滿參拾ケ年トス

第九 發起人ノ氏名住所及引受株數ハ左ノ如シ

東京市芝區西久保巴町十九番地

壹萬五千株

岡田治衛武

東京市麻布區市兵衛町二丁目廿五番地

百株 山根舜太郎

東京府豊多摩郡内藤新宿町三丁目六十番地

百株 阿部太一郎

東京府豊多摩郡澁谷村大字下澁谷四百十七番地

百株 樋口鉦次郎

東京市四谷區傳馬町一丁目二十九番地

百株 村田佐輔

以上發起人總人員五名

此引受株數壹萬五千四百株

右決定ノ證トシテ發起人一同署名捺印候也

明治三十九年十一月十日

武藏電氣鐵道株式會社發起人

岡田治衛武 

山根舜太郎 

阿部太一郎 

二、出願路線の變更

事業發起認可申請が済むと、更に發起人を物色糾合し、これが追加申請を二回迄提出して認可を得た。

最初の定款及び起業目論見書に列記した線路通過地域には種々支障缺陷もあり、これが再考訂正の餘地が十分あつたので、研究の上左の如く明治四十年五月二十五日變更出願した。それが大體、

東京府豊多摩郡澁谷村字廣尾町天現寺橋を起點とし、荏原郡目黒村字下目黒―碑衾村字碑文谷字衾―池上村字石川―玉川村字奥澤―調布村字下沼部―神奈川縣橋樹郡中原村字上丸子―住吉村字市ノ坪、字木月、字菊宿―日吉村字矢上、字箕輪―大綱村字綱島―旭村字師岡、字北寺尾―大綱村字菊名、字篠原―子安村字白幡―城郷村字齋藤分―横濱市字青木町、字平沼を経て平沼停車場に至る延長拾五哩拾六鎖（以上本線）

荏原郡調布村字下沼部より分岐し字嶺、字鷄ノ木―池上村字久ヶ原、字徳持、字堤方―蒲田村字女塚、字御園―蒲田停車場に到る延長參哩六拾四鎖、（以上支線）であつた。

大體起業方針は決定したので、發起人は假免許狀の下附に對し活動をつゞけた。

樋	口	鉦	次	郎	印
村	田	佐	輔	印	

第二節 競願者東海電鐵と妥協

一、妥協成立

ところがこゝに根津嘉一郎氏一派の東海電氣鐵道敷設の出願が、本社出願と前後相接して提出されてゐたのである。

この路線は芝高輪南町から東海道國府津驛に到るものを本線とし、同じく高輪南町から四谷信濃町に到るもの及び横濱市青木町から同町海岸に至るもの並に神奈川驛から淺間に到るものを支線とし、その出願が明治三十八年十一月十七日附となつてゐた。

この出願路線系統と武藏電氣鐵道のそれとを比較對照してみるとほぼ同一方向になつてゐたので、當時東京府知事であつた千家尊福氏は右競願者に對し合同するの得策たるを説いたのである。その結果遂に明治四十一年一月三十日、舊東海電氣鐵道の發起人たる根津嘉一郎氏外二十二名が、武藏電氣鐵道の發起人に參加することにより圓滿解決を見るに至つた。

武藏電鐵と東海電鐵の妥協契約書

契 約 書

今般武藏電氣鐵道株式會社發起出願人總代岡田治衛武ヲ甲トシ、東海電氣鐵道株式會社發起出願人總代根津嘉一郎ヲ乙トシ、兩社合併ノ件ニ付左ノ條項ヲ締結ス。

第壹條 甲ハ豫テ私設鐵道法ニ據リ武藏電氣鐵道ノ發起認可ヲ遞信省ニ出願シ乙ハ軌道條例ニ據リ東海電氣鐵道ヲ內務省ニ出願シタルモ今回男爵千家尊福ノ仲裁ニ依リ双方協議ノ上兩社ヲ合併シ專ラ武藏電氣鐵道ノ認可成立ヲ計畫スルコトヲ双方承諾セリ

第貳條 乙ハ速ニ內務省ニ向ツテ東海電氣鐵道ノ出願ニ對シ不認可ノ辭令ヲ受クルコトヲ決行シ甲ハ之ト同時ニ遞信省ニ向ツテ東海電氣鐵道ノ發起人タリシ人名ヲ更ニ武藏電氣鐵道ノ發起人トシテ追加届ヲ提出スベシ

第參條 合併後武藏電氣鐵道株式總高（則チ七萬株）ハ之ヲ二分シ其壹分（則チ參萬五千株）ハ甲ニ於テ之ヲ引受ケ處分シ其一部（即チ參萬五千株）ハ乙ニ於テ之ヲ引受ケ處分スルコトヲ双方承諾シタリ

第四條 甲乙双方ヨリ互ニ委員參名ヅ、ヲ選出シ會社成立ニ關スル諸般ノ事務ヲ協議執行セシムベシ

第五條 本契約締結以前ニ於ケル甲乙双方ノ諸般ノ費金ハ第四條ノ委員決定ノ上委員會ニ於テ熟議協定スベシ

右契約シタル證據トシテ此契約書貳通ヲ作り各壹通ヲ分有スルモノ也

明治四十年十二月六日

武藏電氣鐵道株式會社

發起出願人總代 岡 田 治 衛 武

東海電氣鐵道株式會社

發起出願人總代 根 津 嘉 一 郎

以 上

右契約締結後、越えて明治四十一年一月三十一日、舊東海電氣側より根津氏外廿二名の發起人を武藏電鐵發起人へ追加することになった。この間の消息は更に當社發起人會に於ける決議事項が明かにしてある。

武藏電氣鐵道株式會社發起人會決議事項

明治四十一年七月七日午後一時、同氣俱樂部ニ於テ開催

一、發起人總代ノ報告ニ係ル會社發起ノ原因及遞信省ニ出願後本年五月認可ヲ得タルマデノ顛末諸般ノ事項ハ賛成承認ス

一、東海電氣鐵道發起人ト當會社發起人ト合同出願ノ顛末報告及右合同ノ爲メ當會社目論見既定ノ總株數七萬株ノ半額則チ參萬五千株也ノ權利ヲ東海電氣鐵道派ノ發起人ニ引受ケシムルコトトシテ引渡ス條件ハ異議ナク承認ス

一、定款作成株式募集ニ付テハ發起人全體ヲ公表スルトキハ人員多數ニ過ギ事務進行上不便ニ付發起人中ヨリ若干名ヲ選ビ代表セシメ之ヲ以テ株式會社創立ノ發起人ト定ムルコト及其員數人名ノ選定ハ發起人總代岡田治衛武氏ノ指定ニ一任スル事

一、此際速ニ定款ヲ作成シ適法ノ創立ヲ計リ各發起人及賛成人ニ株式ノ申込ヲ爲サシムル事

一、我武藏電氣鐵道派ヨリ選出スベキ創立委員ハ此席ニ於テ岡田治衛武氏ヲ選舉ス其餘ノ員數及人名ハ同氏ノ指定ニ一任スル事

一、前數項ノ外會社創立ニ關スル事件ハ發起人總代岡田治衛武氏ノ處理ニ一任スル事

右決議候也

明治四十一年七月七日

二、假 免 許

岡田、根津兩者の提携成るや、明治四十一年一月三十一日附を以て新に發起人の追加申請をなしたので、同年五月八日、左記の假免許狀と命令書とが下附されるに至つた。

會 長	岡 田 治 衛 武	印
出 席 者	村 井 眞 雄	印
同	松 尾 清 次 郎	印

假 免 許 狀

第一百五十號 武藏電氣鐵道株式會社

發起人 岡 田 治 衛 武

外 七 十 八 名

右申請ニ係ル旅客及貨物運送用ニ供スル爲メ東京府豐多摩郡澁谷町字廣尾天現寺橋ヨリ官設鐵道平沼停車場ニ至ル鐵道及東京府荏原郡調布村字下沼部ヨリ官設鐵道蒲田停車場ニ至ル鐵道敷設ノ起業ヲ認可シ假免許狀ヲ下附ス此假免許狀下附ノ日ヨリ滿拾八箇月以内ニ本免許ノ申請ヲ爲スベシ

明治四十一年五月八日

逓信大臣 子爵 堀 田 正 養 閣

鐵第三一六號

命 令 書

武藏電氣鐵道株式會社

發起人 岡 田 治 衛 武

外 七 十 八 名

明治四十一年五月八日附第五百十四號假免許狀ヲ下附セル鐵道ニ關シテ政府ニ於テ之ヲ國有トナスノ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ其免許ヲ取消シ鐵道及附屬物件ヲ買收スルタメ本免許ニ條件ヲ附スルコトアルヘシ

明治四十一年五月八日

逋信大臣子爵 堀 田 正 養 閣

第三節 會 社 創 立

一、會 社 創 立

東海電氣との妥協成るや、明治四十二年十月十三日、新に發起人會を開き、創立委員の選舉を行ひ左の諸氏が當選就任した。

創立委員長 岡田治衛武

創立委員 根津嘉一郎 高木豐三 廣澤金次郎

有地品之允 小野金六 賀田金三郎

改野耕三 佐竹作太郎 村井眞雄

以上

明治四十三年五月三十一日、第一回株式拂込（一株に付金五圓）の完了を見るや、此の前後に於て義務不履行の發起人の整理淘汰をなし、愈々創立總會を開くに至つたのが實に明治四十三年六月二十二日であつた。

當日選任せられたる役員は左の通りである。

取締役社長	岡田治衛武氏
常務取締役	新海榮太郎氏
取締役	根津嘉一郎氏
取締役	岩下清周氏
取締役	小野金六氏
取締役	賀田金三郎氏
取締役	村井眞雄氏
監査役伯爵	廣澤金次郎氏
監査役男爵	有地品之允氏
監査役	改野耕三氏

創立資本金參百萬圓

二、本免許狀の下附

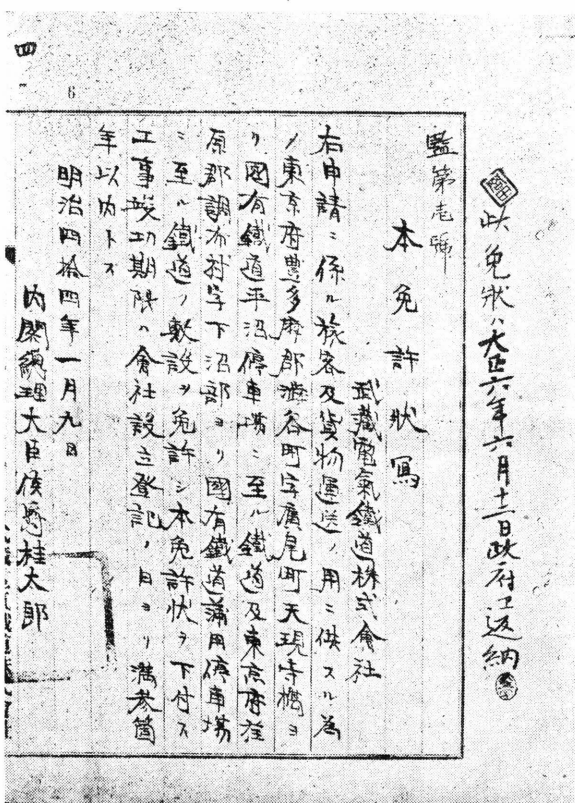
創立總會において選任せられた取締役中、岡田治衛武氏は社長に當選就任して會社を代表し、

常務取締役任に新海榮太郎氏が就任するに至つた。

かくていよ／＼建設事業に着手するに及び、明治四十三年七月六日、本支線に對する本免許狀
下附を申請し、翌四十四年一月九日下附せられたのである。



創立當時の株券



本免許狀の寫本

命 令 書

武藏電氣鐵道株式會社

明治四十四年一月九日監第壹號本免許狀ヲ下付セル其社鐵道東京府豊多摩郡澁谷町字廣尾町天現寺橋ヨリ國有鐵道平沼停車場ニ至ル鐵道及東京府荏原郡調布村下沼部ヨリ國有鐵道蒲田停車場ニ至ル間ノ線路ニ付テハ左ノ條件ヲ遵守スベシ

第壹條 政府ニ於テ本鐵道ヲ國有ト爲スノ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ其免許ヲ取消シ鐵道及附屬物件ヲ買收スルコトアルベシ

第貳條 買收價格ハ會社ノ最近六營業年度ニ於ケル建築費ニ對スル益金ノ平均割合ヲ買收ノ日ニ於ケル建築費ニ乗ジタル額ヲ貳拾五倍シタル金額トス

前項ニ於ケル益金ト稱スルハ營業收入ヨリ營業費、賞與金及收益勘定以外ノ諸勘定ヨリ生ジタル利息ヲ控除シタルモノヲ謂ヒ益金ノ平均割合ト最近ノ六營業年度間ノ每營業年度ニ於ケル建設費合計ヲ以テ同期間ニ於ケル益金ノ合計ヲ除シタルモノノ二倍ヲ謂フ

第參條 第壹條ニ依ル買收ノ日ニ於テ運輸開始後未ダ六營業年度ヲ經過セザル場合又ハ前條第壹項ノ金額ガ建設費ニ達セザル場合ニ於テハ政府ハ其建設費以內ニ於テ協定シタル金額ヲ以テ前條第壹項ノ金額ニ代フ

第四條 前條ノ協定調ハザル場合ニ於ケル裁定ノ方法ハ政府ノ定ムル所ニ依ル

第五條 會社ガ鐵道及附屬物件ノ補修ヲ爲サザル場合ニ於テハ其補修ニ要スル金額ハ之ヲ買收價格ヨリ控除ス

第六條 買收代價ハ公債證書ヲ以テ交付スルコトアルペシ、此ノ場合ニ於テハ券面金額ニ依リ四分利公債證書ヲ以テ之ヲ交付シ五拾圓未滿ノ端數ハ之ヲ五拾圓トス

第七條 買收ノ處分ニ必要ナル手續ハ政府之ヲ定ム

第八條 本鐵道建設費決算ハ年度毎ニ豫算ト對照シテ認可ヲ受クベシ又豫算各費目ノ金額ヲ流用セントスルトキハ届出ヅベシ

明治四十四年一月九日

內閣總理大臣 侯爵 桂 太 郎 閣

第四節 受 難 時 代

一、城南鐵道敷設權讓受

その頃麻布二ノ橋附近を起點とし、天現寺橋を経て目黒から世田ヶ谷へ出る輕便鐵道敷設權を城南鐵道株式會社發起人惣代甲田良造氏が所有してゐた。

武藏電鐵としてはこの權利を讓受けて置く必要を認め、大正元年十二月十日双方連署で讓受認

可申請を提出した。條件としては、武藏電鐵株式六千株（拂込金參萬圓）を、讓受許可と共に交付するといふにあつた。

この線の敷設權を得ると共に更に赤羽橋附近まで線路の延長を出願した。

しかしながらこの線路は、後に武藏電鐵本支線の工事施行認可の延期願が却下された際、新に輕便鐵道の延長敷設として變更出願した方便に、一時的に利用し得た以外は遂に何等の役をもなせずに放置されてしまつたのである。

二、男爵郷誠之助氏の出馬

會社創立後における建設事業中、用地の測量、買收等は當然の順序として着手されたが、他方に於て既得免許線のほか新線路の免許出願、他社よりの敷設權の讓受、或は電燈電力供給業、土地家屋の賣買を企畫する等、四方八方へと手を伸ばし株式の拂込徵收も第二回、第三回と續行したが、創業早々のことゝて意のごとく拂込まれ得べくもなかつた。そこで表面は事業擴張の爲めと稱し、その實は窮餘の一策として増資に依る優先株の發行を企て、ひたすら新たな事業資金獲得に努めたのである。大正元年十一月二十八日の定時株主總會に於て、資本額を金壹千壹百萬圓に増加の件を可決し、漸くこれが引受手續を了り、一株に付金五圓宛の拂込をなすべき通知が發せられたのが大正二年四月二十日であつたが、これがその一策でもあつたのである。

しかし前節にも述べたように當時のわが國情及び經濟界の不振の影響は、まことに深刻なるものあり、經營當事者の意圖するように圓滑自在なる進展はなか／＼望むべくもなかつたのである。

この間役員の動靜を見るに、一時的ではあつたが岡田氏の社長辭任に依り、伯爵廣澤金次郎氏の就任（明治四十四年七月三日の臨時株主總會にて）を見、更に翌年七月二十五日再び岡田氏の復歸を見るなど、急迫せる事態を雄辯に物語つてゐるものがある。なほ他の役員もまたあたかも走馬燈を觀るごとく目まぐるしいほど異動してゐるのである。

かゝる苦境打開のためには肝膽をくだいてあらゆる手段を講じ、種々と苦慮畫策されたわけであるが、ひし／＼と迫つて來る四圍の態勢、痛烈骨を刺す打撃は如何ともすべからざるものがつたのである。

即ち、大正三年に入つては、遂に歐洲大戰の勃發があつた。この世界的動亂には、一電氣鐵道會社の興廢など問題になるわけはなく、世界をあげてその事態歸趨に迷つたものである。

こゝにおいて、大正四年十一月に至り、開業前に於ける株主の利益配當を中止し、翌十二月には、既に可決した増資も沙汰止みとなり、且つ資本金をさへ金貳百四拾五萬圓に減ずるなど、全く消極方針の一途を辿ることゝなり、一方には破綻の彌縫に没頭したわけである。

しかし、物價はいよ／＼暴騰に次ぐに暴騰を以てし、既定計畫の遂行は不可能、建設事業の命脈も危く絶えなるとするような狀態に立到つたのである。餘儀ない事情からとはいへ、工事竣功

延期願の連續は、關係官廳の不信を買ふのみであり、その揚句が、大正六年五月十日、全免許線の工事竣功延期願の件は、聴きとゞけ難しとの宣告を受くるに至つたのである。

これより先、大正四年七月八日の臨時株主總會に於て、當時の財界の狀勢から推知して、或は萬一鐵道の免許失効もあらんかと豫測し、定款中の事業目的を「輕便鐵道敷設」に変更してあつたので、さきに譲受けた城南輕便鐵道延長線として敷設工事を施行すべく、本支線とも出願換へをなし、からうじてその許可を得たのが、實に大正六年十月三十日であつた。かくして、漸く鐵道敷設權の所有繼續だけは得られたものゝ、會社自體の局面打開を講究しない限り、或は今後輕便鐵道の敷設權さへ、放棄せねばならぬ運命に逢着するやも保しがたいので、當面の責任者たる岡田氏の憂慮懊惱は、全く想像を超えるものがあつたのである。

しかるに、この頃に至つて、豫期せざる好況時代が現出した。一時前途を暗澹たる昏迷に陥入れた歐洲大戰は、擴大長期にわたるにつれ、聯合國側陣營の經濟界に異常な活氣を與へ、ために我財界は旱天の慈雨に浴するが如く、各種事業への投資熱が熾烈となり、一大好況期を出現するに至つた。

當時、新時代の生んだ財界の偉材として、わが實業界に擡頭して來た男爵郷誠之助氏を中心に、甲州財閥の若尾謹之助、渡邊勝三郎兩氏等、錚々たる人物が電鐵經營に着目することゝなり、端なくも瀕死の竿頭に喘いでゐた武蔵電鐵の救済に乗出すことゝなつたのである。

かうした経緯をたどり、大正八年十二月二十一日の臨時株主總會では、前役員が全部辭任し、新に男爵郷誠之助、渡邊勝三郎、若尾謹之助、鈴木寅彦の諸氏外數氏が役員に就任し、陣容はここに一變された。次いで同月廿六日、郷氏は取締役會長に、渡邊氏は專務取締役に、鈴木氏は常務取締役に何れも選任せられたのである。

尙前記輕便鐵道敷設の免許後に於いて、經營繼續の曙光が認められて來たので定款を變更し、地方鐵道敷設に復活したのであつた。

三、五島慶太氏の就任と地下高速鐵道の敷設計畫の先驅

わが東京横濱電鐵をして今日あらしめた功勞者、現社長五島慶太氏が、決然官界を勇退して當社に關係を有するに至つたのは、岡田治衛武氏の後を引き受けた郷誠之助男等一黨に参加したのがそも／＼のはじまりである。しかして、正式に、株主總會の結果、常務取締役として現はれたのが、大正九年五月二十六日であつた。

五島常務は入社と同時に在來の武藏電鐵の事業方針を一層強化すると共に、新に、澁谷、日比谷間に地下線を敷設する計畫を建て、遂にその免許を獲得したのである。

この遠大にして卓拔せる抱負は、當時財界動搖のために、直ちに實行に移すわけにはゆかなかつたけれども、わが大東京における地下鐵事業の先驅をなした劃期的な計畫であり、後年五島氏等を首腦とする地下鐵道が生れ出で、澁谷、新橋間に高速地下鐵道の實現を見るに至つたのは、

全く當時の計畫が根底をなしてゐたのはいふまでもないことであり、その卓拔した先見の明には眞に驚嘆せざるを得ないのである。

左に、一般社會に發表せられた武藏電鐵當時の目論見書冒頭の一文を紹介し、當時の消息を知ることとする。

武藏電氣鐵道株式會社増資趣意書

我ガ武藏電氣鐵道ハ人口三百萬ヲ有スル大東京市ト人口五十萬ヲ有スル東洋第一ノ貿易港タル横濱市トヲ本邦無比ノ快速力ヲ以テ馳走スベキ廣軌高速度電氣鐵道ニ依リテ連絡シ依テ以テ兩都市ノ交通ニ一大革新ヲ啓クト同時ニ東京市内ニ於テハ日比谷澁谷間ニ地下鐵道ヲ敷設シ市營路面電車ノ雜沓ヲ緩和シ市民ノ交通ニ至大ノ便利ヲ供セントス蓋シ本鐵道ノ如ク其起點ヲ帝都ノ眞中心ニ有スルモノハ海内ニ比類ナク從テ收益ノ大ナル想像ニ難カラズ加之本鐵道ノ郊外線沿道ハ氣候溫和土地高燥風光明媚ノ地ニ富ムヲ以テ鐵道ノ開通ト共ニ郊外住宅地ニ變ズルモノ頗ル多カルベシ本會社亦適當ノ地ヲ撰ビ理想的の市街ヲ建設シテ以テ郊外居住者ノ便ニ資セントス此舉偶以テ鐵道業ノ培養タルノミナラズ地價ノ昂騰ヲ招來シ會社ノ收メ得ベキ利益ハ蓋シ巨額ニ上ルベシ惟フニ本鐵道ノ前途頗ル有利有望ナルコト識者ヲ俟タズシテ明カナリ

本鐵道ハ明治四十一年五月東京横濱間ニ電氣鐵道敷設ノ許可ヲ受ケ次テ等々力蒲田間、上目黒

新宿間及廣尾二ノ橋間三線ノ許可ヲ得タルニ拘ラズ爾來十星霜遂ニ起工ノ運ニ至ラザリシモノ蓋シ經濟界ノ動搖相亞ギシモ其一因ナランガ經營者其人ヲ得ザリシモ亦其一因ナラン然レドモ澁谷有樂町間市内延長線ノ許可ヲ得ルコト能ハザリシモ其重ナル原因ナラズンバアラズ

吾人本鐵道ニ矚目スルヤ久シ矣即同志ト共ニ客年末本會社株式ノ大部分ヲ讓受ケ之ヲ京阪濱各地ノ有力者ニ頒布シ同時ニ當局者全部ノ更迭ヲ行ヒ不肖等自ラ揣ラズ選バレテ新ニ經營ノ衝ニ當リタルヲ以テ先ズ第一着手トシテ市内延長線ノ解決ニ全力ヲ盡シタルニ幸ニ當局ノ覺醒ト吾人ノ熱誠トニ因リ本年三月澁谷有樂町間市内地下鐵道敷設ノ許可ヲ得ルヲ得タリ是レ蓋シ本鐵道ニ畫龍點睛ヲ與ヘ愈本鐵道ノ有利ナル基礎ヲ確立シタルモノト云フベシ即市内延長線ノ許可ヲ機トシ茲ニ増資ヲ決行シテ本事業ノ目的ヲ完成セントス先ズ第一期事業トシテ爲サントスル所ハ日比谷橫濱間十九哩ノ本線敷設ト沿道ニ於ケル理想的土地經營トニ在リ之ニ要スル資本ハ鐵道部二千七百萬圓、土地經營部壹千參百萬圓合計四千萬圓ヲ要スベシト雖モ即今ハ現在ノ資本金貳百四拾五萬圓ヲ通算シテ資本總額ヲ金參千萬圓トシテ今回新ニ株式五拾五萬壹千株ヲ募集セントス之ニ對スル第一回拂込金ハ壹株ニ付金五圓ノ豫定ナリ若シ夫レ不足分ニ至リテハ土地經營ヨリ生ズル收入金及借入金ヲ以テ之ヲ支辨シ第二期鐵道資金ト共ニ適當ノ時期ニ於テ適當ノ方法ヲ講ズル所アラントス

吾人ハ將來必ズ有利有望ナル事業トシテ本鐵道ヲ推獎ス幸ニ感ヲ同ジクセラルル大方ノ有志各

位來テ本鐵道ノ完成ニ援助セラレンコト敢テ切望ニ堪ヘズト云爾

大正九年 月

武藏電氣鐵道株式會社

取締役會長男爵	鄉	誠之助
專務取締役	渡邊勝三郎	
常務取締役	鈴木寅彦	
常務取締役	五島慶太	
取締役	若尾謹之助	
取締役	小池國三郎	
取締役	中村房次郎	
取締役	林謙吉郎	
監査役 工學博士	渡邊嘉一	
監査役	辰澤延次郎	
監査役	太田光熙	
監査役	鈴木茂兵衛	

かくて、遠大なる抱負と希望をもつて、建設事業へと邁進したのであるが、好事魔多く、大正九年三月に入り、はからずもわが經濟界の大恐慌襲來に遭遇し、またもや大きな試鍊の中に苦闘

をつゞけざるを得ない状態に立ち到り、つひには資金硬塞、八方塞りの状態となるに至つたのである。

この間、一方においては、地方鐵道法に依る補助を得られるまでに至つてゐたので、當時の經濟情勢さへ許せば、或は易々として事業の進捗を見るを得たであらう。しかし實情は、或は借入金に、或は所有土地を擔保に事業資金の融通を畫策し、何とか難關を突破せんと努力をつゞけたのであるが、天下の大勢なれば如何ともするあたはず、果ては役員諸公の報酬は勿論、日々の雇傭社員への支給にさへ事缺く慘狀を呈するに至つた。この間の消息については、五島社長が時に臨み折にふれ、社員に向つて感慨深く述べられるところを見ても、その一斑は想像し得られるのである。

なほ當時の苦境時代と國內狀勢とは、あまりにも密接なる關聯をもつてゐる。このことは吾人の深く考慮せざるを得ないところのものであり、こゝに當時の國內事情を簡單に記して、この間の消息を知る一助とする。

四、當時の社會及び經濟事情

大正二年

一月（廿日）

桂首相新政黨組織發表

二月

議會五日間停會す

二月（十三日）

山本權兵衛氏內閣組織

六月

行政整理案發表

十一月

東北地方大凶作

本年

景氣沈衰その極に達す。在外正貨涸渇す

大正三年

一月

シーメンス事件起る

三月

東京驛竣工

同月

山本內閣倒る。大隈內閣成立。

七月

世界大戰始まる

大正四年

一月

米價調節勅令公布

八月（十日）

內閣改造（大浦事件の結果）

本年

世界大戰の影響にて輸出超過を來せり

大正五年

一月

株式市場活氣づく。金利騰貴の傾向

三月

戰時利得税法公布

十月（九日）

大隈内閣に代り寺内内閣成立す

大正六年

一月（廿五日）

議會解散

三月

日本工業俱樂部創立せらる。露國革命勃發し露帝退位す

九月

金輸出禁止。物價調節令公布

大正七年

一月

米價暴騰

三月

軍用自動車補助法公布

八月（五日）

富山縣に米騒動起り全國に波及す

九月

寺内内閣辭職し原内閣成立

十一月（十一日）

歐洲大戰休止條約成立す

大正八年

二月

製鐵業救濟問題起る

六月（廿八日）

巴里にて講和條約締結

九月

白米一升六十錢出現

十月

暴利取締令公布

大正九年

一月

投機熱衰へず。諸市場天井知らず

二月（廿六日）

議會解散

三月

大恐慌襲來。株式市場大崩落

四月

金融大恐慌。銀行破綻者出づ

五月

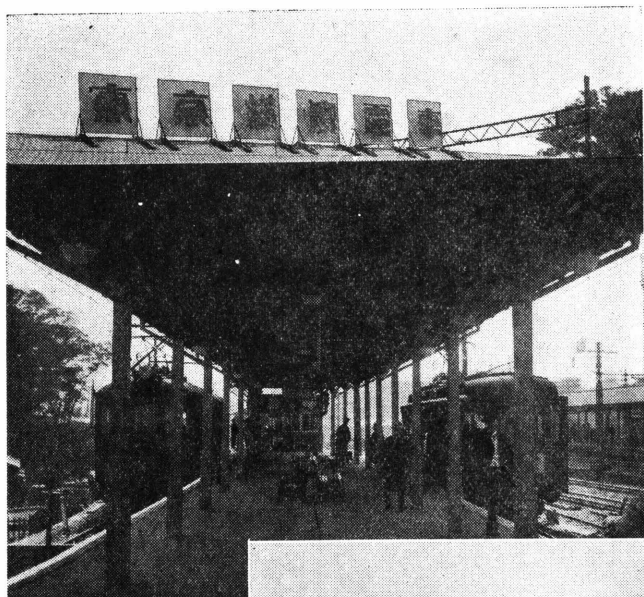
横濱某商店破産。爾來各銀行に取付起り、各事業縮少を急ぐ

十月（一日）

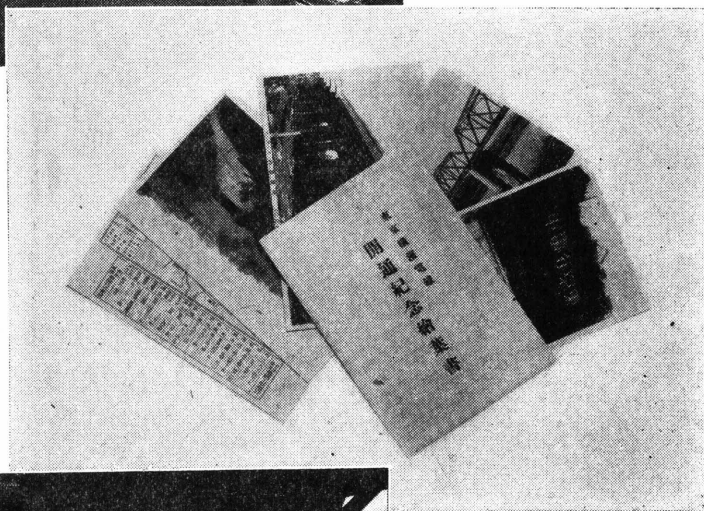
第一回國勢調査行はる。

五、目蒲電鐵系の支配下に移る

前述のごとき狀勢の下に、建設資金難に陥つた武藏電鐵は、全く進退きはまり、蒲田支線敷設權讓渡後、間もなく目蒲電鐵系の傘下に收められるに至つた。かくて、ここに陣容を新にし、再出發をなしたのである。（第一章第五節參照）



澁谷線開通直後の澁谷ホーム



神奈川線開通當時の記念エハガキ



昭和十六年頃の澁谷ホーム

第四章 目蒲東横電鐵時代

第一節 東横電鐵線營業開始まで

武藏電鐵は大正十三年十月二十五日増資斷行後、從來の社名があまり縁起でもないといふ理由から「東京横濱電鐵株式會社」と改稱され、目蒲電鐵と共に本社を大崎町に移し、ここに全社員は清新潑瀾たる氣分にあふれて、全力を建設工事に集注することとなつた。

當時における五島事務の精勵恪勤ぶりはまことに驚嘆に値するもので、日夕部下として事務に親炙した社員の今日なほ語り草として傳へるところである。毎日のように乗馬服姿で工事場に現れては、自ら督勵の衝にあたられ、あたかもこの姿は戦線を馳驅する部隊長そつくりの面影があつたといふ。

本線の難工事中の難工事であつた大多摩川の架橋も高島山の隧道も一舉にして完成し、運輸營業を開始したのが大正十五年二月十四日であつた。ついで翌三月二十八日の吉日をトして、日吉臺で盛大なる開業式が舉行されたのである。當日の招待狀、式辭ならびに工事報告により當時の慶祝のありさまをしのぶこととしよう。

招待狀

拜啓 益御清祥奉賀候陳者今般當社澁谷横濱間線路中多摩川神奈川間約九哩半工事竣功致し候に付ては來る三月二十八日（日曜日）午前十時半日吉停車場前田園都市計畫地に於て開業式を舉行し式後新丸子驛前丸子園に於て園遊會相催し度候間線路御視察旁御賁臨の榮を得度此段御案内申上候

敬具

大正十五年三月十六日

東京横濱電鐵株式會社

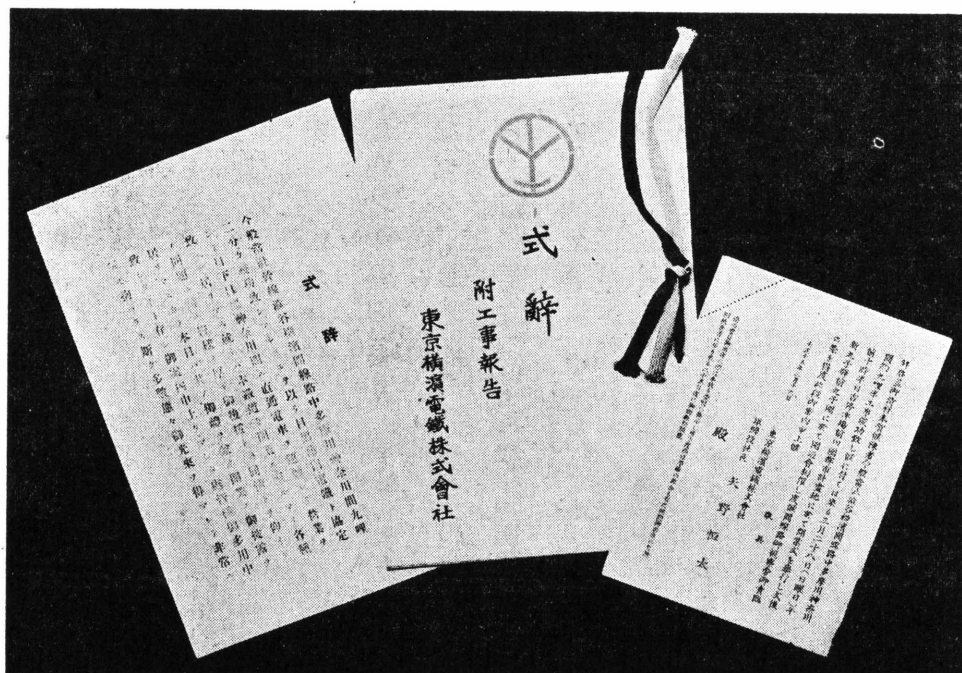
取締役社長 矢野恒太

殿

追而當日御出席の際は本狀を受付へ御示し被下度尙準備の都合も有之候間御出席の有無別紙葉書に依り來る二十五日迄に御回報相煩度

裏面

- 一、本狀は御本人に限り一往復乗車證に代用す
- 一、有効期限 三月二十八日限り
- 一、有効區間 目黒蒲田電車及東京横濱電車全線



式辭

今般當社幹線澁谷横濱間線路中多摩川神奈川間九哩二分ガ竣功致シマシタルヲ以テ目黒蒲田電鐵ト協定シテ目下目黒神奈川間ニ直通電車ヲ運轉シテ營業ヲ致シテ居リマス就テハ本鐵道ガ開業ニ至ルマデ各種ノ問題ニ付キ皆様ノ厚キ御後援ト御同情トヲ仰イデ居リマスカラ本日ハ其ノ御禮ヲ兼ネ開業ノ御披露ヲ致シタイト存ジ御案内申上ゲマシタ處皆様御多用中ニモ拘ハラズ斯ク多數態々御光來ヲ得マシテ非常ニ光榮ニ存ジマス

元來此ノ東京横濱電鐵ハ

一、東京横濱間ヲ日々出入往復スル旅客貨物ノ運輸ヲ敏活ニスルコト

二、沿線各町村ノ開發ヲ圖ルコト

三、東京山ノ手方面ト東海道各方面トノ旅客貨物ノ出入ヲ敏活ニスルコト

三ツノ目的ヲ以テ明治四十一年五月八日ニ武藏電氣鐵道ノ名ニ於テ初メテ此ノ世ノ中ニ生レタモノデアリマス此ノ鐵道ハ免許當時ニ於テ我國ニ於ケル電氣ヲ動力トスル最初ノ鐵道デアリマシタ關係カラ寔ニ畏レ多イ事デアリマスガ

明治大帝カラ御下問ヲ忝フシ御裁可ヲ經テ此ノ世ノ中ニ生レ出タト云フ光榮アル歴史ヲ持ツテ居ル鐵道デアリマス此ノ鐵道ハ山ノ手線澁谷驛ヨリ横濱驛ニ至ル十五哩ガ幹線デアリマス此外ニ玉川村ヨリ蒲田ニ至ル支線四哩壹分、目黒町ヨリ麻布二ノ橋ニ至ル支線二哩六分及澁谷町ヨリ新宿驛ニ至ル支線三哩八分ヲ加ヘテ約二十五哩ノ鐵道デアリマシタ

右ノ三支線中蒲田支線ハ曩ニ目黒蒲田電鐵會社ニ讓渡シテ既ニ開業シテ居リマス今回開業致シマシタ多摩川神奈川間九哩二分ハ即チ澁谷横濱間幹線中ノ一部デアリマス前ニモ申シマシタ如ク本鐵道ガ初メテ免許ヲ得マシタノハ明治四十一年五月デアリマスガ會社ガ成立シマシタノハ明治四十三年六月デアリマス免許ヲ得テカラ十九年會社ガ成立シテヨリ十七年ヲ經過致シマシタ其ノ間各種ノ事情ニ因リ經營者ヲ替フルコト數回ニ及ビマシタガ遂ニ一昨年即チ大正十三年秋ニ至リ私共ガ之ヲ引受ケマシテ東京

横濱電鐵會社ト改稱シ同時ニ増資ヲ致シマシテ此ノ幹線一部ノ建設工事ニ着手シ今回漸ク竣功致シマシテ今日此ノ開業式ヲ舉行スル次第デアリマス而シテ幸ニモ姉妹會社デアル目黒蒲田電鐵ニ於テ既ニ多摩川目黒間ノ營業ヲ開始シテ居リマスノデ兩社協定ノ上目黒神奈川間ニ直通電車ヲ運轉シ連帶運輸ヲ致シマシテ兎ニモ角ニモ東京横濱間直通電車ニ依リ交通營業ヲ致シテ居リマス

尙近キ將來ニ於キマシテ多摩川澁谷驛間ノ建設工事ニ着手シ又鐵道省新横濱驛改築ト相俟ツテ近ク之ヲ新横濱驛ニ接續シタイト考ヘテ居リマス此ノ兩端工事竣功後ニ於テハ更ニ横濱方面デハ横濱市ノ中心タル黄金町邊迄延長致シ又東京方面デハ麻布二ノ橋線及新宿線ヲ完成シ更ニ進ンデ東京市ノ中心タル丸ノ内迄延長致シ度イ理想ヲ持ツテ居リマス

本鐵道ハ第一目的トシテ東京横濱間旅客貨物ノ輸送ヲ敏活ニスルコトニ在リマスルガ第二ノ目的トシテハ沿線各町村ノ開發ヲ圖ルガ爲メ生レタノデアリマスカラ此ノ目的ヲ達スル手段トシテ或ハ田園都市ト協同シ或ハ單獨ニテ約二十八萬坪ノ住宅地ヲ購入シテ持ツテ居リマス之ヲ田園都市ノ例ニ倣ヒ整理シテ近ク賣出シタイト考ヘテ居リマス此ノ外ニ電氣ノ供給、砂利ノ採集販賣等ノ事業モ兼營スル計畫ヲ立テマシテ目下着々準備中デアリマス

何分ニモ開通日尙淺ク設備萬端今以テ完成セザルモノガアリマス上ニ本日ノ式場及園遊會場共ニ不行届ノ所ガ多々アリマシテ皆様ニ於カレマシテモ御不滿ノ點ガ多イ事ト考ヘマス何卒其ノ邊ノ事情ハ篤ト御諒承下サイマシテ唯々武藏野ノ野趣ヲ唯一ノ御馳走トシテ半日ノ御清遊ヲ願ヒ上ゲマス次第デ御座イマス

大正十五年三月二十八日

東京横濱電鐵株式會社

取締役社長 矢野 恒 太

來 賓 各 位

工 事 報 告

今回開通致シマシタ線路ハ軌間三呎六吋ノ電氣ヲ動力トスル鐵道デアリマシテ澁谷横濱間十五哩中ノ一部デアリマス 目黒蒲田電鐵會社線ノ現在ノ丸子多摩川驛ヲ起點ト致シマシテ省線東海道線ノ神奈川驛ガ終點デアリマス 其哩程ハ複線九哩十四鎖五十節デアリマス

哩程カラ見マスト極メテ單距離デアリマスガ比較的難工事ノ處ガ多イノデアリマス例ヘバ多摩川ノ如キ〇〇呎ノ大鐵橋工事ガアリ又高島山隧道ノ如キ殊ニ横濱市街線ノ

如キハ高架線ニシマシタ關係上一層ノ難工事デアリマシタ是等ノ事情カラシマシテ全線ヲ四工區ニ區分シ尙各工區ヲ三區ニ分ケ都合十二區ニ區劃シマシテ昨大正十四年一月請負ニ附シマシテ同年十二月ニハ竣工サセル豫定デ工事ニ着手シタノデアリマスガ夏過ギマシテハ非常ニ雨ガ多クテ大水害ヲ蒙ルコト前後三回ニモ及ビマシタ様ナ次第デ工事ハ兎角ニ後レ勝チデ豫定ノ通り竣功スルコトガ出來マセンデシタ 幸ヒ十一月ニ入リマシテカラハ天候モ順調ニナリマシテ雨モナク雪モナク工事ニハ極メテ惠マレタ天候ガ連續致シマシタカラ其ノ機ニ乗ジ晝夜兼行殆ンド不眠不休隨分無理ナ作業ヲ續ケマシテ漸ク本年ノ二月ノ始ニハ電車ヲ通スコトガ出來ル程度ニ竣功致シマシタ様ナ次第デアリマス

今其ノ工事ノ中デ重要ナルモノヲ數字的ニ申上ゲマス

鐵道用地ノ所要坪數ガ 六萬五千坪

切取ガ 三萬九千三百一立坪

築堤ガ 四萬七千八百二十四立坪

橋梁ノ延長ガ 二千九百七十二呎

隧道ノ延長ガ 五百七十呎

擁壁區間ガ 千八百七十一呎

スラブ區間ガ 千七百四十五呎

最急勾配ガ 四十分ノ一

最小曲線ガ 半經十鎖

停車場ガ 十二ヶ所

變電所ガ 奥澤ト白幡トノ二ヶ所

廻轉變流機七百五十「キロワット」ガ 二臺 六百「キロワット」ガ 二臺

電壓六百「ボルト」デスガ 將來千五百「ボルト」ニ使用出來ル様ニナツテ居リマス

電動客車ガ 十輛デ其ノ電動機ハ五十馬力四個付九十二人乗ノモノ七輛六十五馬

力二個付六十四人乗ノモノ三輛

電動貨車ガ 四輛デ電動機ハ六十五馬力二箇付

無蓋貨車ガ 十噸積三十輛

電車線ハ 單線架空式デ四零番

電氣信號機ハ 三位自動閉塞信號デ二十三基 場內信號 七基

送電線ハ 特高一萬一千「ボルト」デ約半哩

建設費 約五百四十萬圓一哩平均 約五十八萬七千圓デアリマス

以上ノ工事ハ單ニ電車ヲ開通サスニ必要ナル設備ヲシタニ過ギナイデアリマシテ

此ノ東京横濱電鐵會社ノ使命ヲ全ウスルニハマダ／＼色々ノ設備ガ必要デアリマス目下工事中ノモノデハ菊名驛ニ於ケル省線トノ聯絡工事其ノ他各驛ノ貨物ノ取扱ニ必要ナル側線工事ナドデアリマス

電氣動力ハ東京電力、東京電燈及富士瓦斯紡績ノ三社ヨリ一キロ約參錢ヲ以テ供給ヲ受ケテ居リマス

尙工事請負者ノ重ナル方々ハ左記ノ通りデアリマス

記

株式會社 大林組 横濱市太田町二丁目四十番地十五ビル内

鹿島組 京橋區木挽町九丁目三十一番地

株式會社 原木組 横濱市蓬萊町三丁目十三番地

大丸組 京橋區三十間堀三丁目一番地

田中組 田園都市内洗足驛前

野村組 東京市外淀橋町角筈一九二番地

杉浦組 名古屋市東區東片端町

片田組 東京市外目黒町中目黒一一一九番地

竹下組 荏原郡調布村下沼部九四四番地

庄司組

横濱市青木町鶴屋町三四七九番地

合資會社 清水組

京橋區南紺屋町實業ビル内

汽車製造株式會社

大阪市此花區島屋町

株式會社 藤永田造船所

麴町區有樂町一丁目一番地

株式會社 日立製作所

麴町區八重洲町一丁目一番地

三菱電機製造株式會社

同上

東洋電機製造株式會社

麴町區有樂町一丁目一番地有樂館内

以上

第二節 大井町線(目蒲)開通前後

舊在原電鐵會社が敷設免許を得た大井町、調布村間の線路が、即ち目蒲電鐵の大井町線となつたのである。工事施行認可を得たのが大正十一年八月十七日であり、目出度く開通したのが、昭和二年七月六日であつた。田園都市會社としての電鐵敷設事業は、ここに豫定通り一段落を告げたわけである。

この間、目蒲電鐵は、大正十三年三月一日の臨時株主總會に於て、資本金參百五十萬圓を金五百萬圓に増資したが、東横電鐵の神奈川線開通もあり、業績は一層あがるに至り、大正十五年上

期には在來年八分であつた配當を、一躍年一割となすに至つたのである。この大勢に順應して大正十五年六月二十九日の定期株主總會に於ては、第二回の増資を可決、資本金壹千壹百萬圓と躍進するに至つた。(第四編第一章參照)

なほ昭和二年三月二十日に、當時の取締役社長市原求氏が急逝せられたので、當時の田園都市會社々長であつた矢野恒太氏が、後任社長を繼ぎ、ここに、田園都市會社を目蒲電鐵に併合の機運がやうやく熟したのであつた。

第三節 目蒲電鐵と田園都市會社の合併

矢野社長就任後の昭和二年十月三日、目蒲電鐵は臨時株主總會を開き、田園都市株式會社の併合を承認し、昭和二年十二月二十八日の定時株主總會に於て、田園都市合併に依る資本金貳百五十萬圓の増加を可決、翌昭和三年五月五日合併實施後の資本金は結局金壹千參百貳拾五萬圓となつたのである。

これと共に電燈電力供給業及び土地業もまた當社の經營下に屬することとなつたのである。兩社合併完了までの経過ならびに合併契約書は、田園都市會社の項に記載しておいたのでここでは省略することとする。

第四節 澁谷線開通（東横）

神奈川線の開通後は澁谷線（多摩川―澁谷間）の建設に向つて全力を傾注し、つひに昭和二年八月二十八日開通を見るに至つた。武藏電鐵が抑々敷設免許を得た明治四十一年五月八日から數へて、實に二十年の長日月を経て實を結んだわけである。

工程その他については省略する。

第五節 櫻木町線開通（東横）

前記の多摩川園前（當時丸子多摩川）神奈川間、多摩川園前、澁谷間の鐵道營業開始に依り、第一次に免許を得た澁谷、平沼停車場間の過半の工程を遂行したこととなり、東京、横濱兩大都市間の交通に、新生命を與へたのである。その上沿線地域の經濟活動は活潑となり、住民は多大の福利と絶大な便益を受けることとなつた。

しかし、單にこれのみを以て當社の使命が全うされたわけでない。窮極の大目的として企圖するところのものは、兩大都市の都心の連絡である。

かゝる遠大な大使命の下に、東京方面に於ては、澁谷、有樂町間の延長地下線の免許を得、横濱方面に於ては、市の中心地帯を経由して鎌倉に至る延長線の免許を出願したのである。ところ

が東京市内線は工事施行認可申請をなさなかつた廉によつて失効するに至り、（東京高速鐵道の項参照）鎌倉線もまた鐵道省において既に併行路線の計畫があつたため、容易に免許を得がたく、加ふるに鐵道省の横濱驛移轉に伴ひ、新横濱驛に接續するまでは神奈川驛を終端とするの餘儀ない事情もあり、會社は多大の苦難を嘗めたのである。

しかしながらこの苦難を克服し得る時機は遂に到來したのである。即ち横濱市方面に於ては、省線横濱驛の移轉に伴つて、本社の蒙つた損害を、鐵道省當局の理解するところとなり、こゝに鎌倉延長線の一部として横濱、櫻木町間の鐵道敷設が免許せられ、同時に省線の單線分拂下げが決定したのである。また東京方面に於ては東京高速鐵道株式會社に依つて、東京市内地下線が代行せられることゝなつた。

當社はこの數年間、數十度にわたつて關係當局にこの苦境を陳情するなど、すくなからぬ努力を拂つて來たのであるが、その結果昭和三年五月十八日に神奈川、高島町間が開通となり、昭和七年三月三十一日には、遂に櫻木町までの全通を見るに至つたのである。

第六節 二子線開通（目蒲）

本線は大正十三年七月二十四日に敷設を出願し、昭和二年十二月廿七日これが免許を得た。これは當時玉川電氣鐵道株式會社の傍系であつた目黒玉川電鐵が事業中止をしたのに對して斷行さ

れた一大英斷であつた。

區間は大岡山、二子玉川間五軒五餘で、昭和四年十一月一日開通した。この開通によつて二子玉川附近の乗客で、從來舊玉川電鐵を利用して澁谷を迂回し東京南部へ出た人々は非常に便利になつたのである。

第七節 矢野社長勇退、五島專務取締役會社代表に

就任、常務取締役に篠原三千郎氏就任

田園都市株式會社の合併手續終るや、同年五月七日、社長矢野恒太氏は目蒲東横兩電鐵會社を引退されたが後任社長は置かず、專務取締役五島慶太氏が代つて會社の代表取締役に就任、同年五月卅日常務取締役一名を置くこととし、篠原三千郎氏の就任をみたのである。こゝにおいて目蒲、東横兩社共に新たなる發足が開始された。

第八節 不況時代に於ける潛勢力の培養

一、不況時代

昭和初頭から六、七年頃迄にわたつて、世界的ともいふべき經濟界の不況が續き、一般の商工

業は萎微沈滞し、これに禍されて交通運輸業も尠からず惡影響を受け、業績頓に低下するを免れなかつた。しかし目蒲電鐵は漸く基礎も確實となり、創業以來の着實な經營方針が幸して、社運良好、運輸業に多少の減收はあつたが年一割の配當率を動かすに至らず切り抜けることを得たが、東横電鐵にあつては武藏電鐵時代の瘡痍癒ゆべくもなく、常にこれに禍されてゐたのである。

しかし、長く打續く不況時代の現出には百方苦心するも如何ともし難く、到底所期の業績を擧げることとは不可能となり、苦慮慘澹しても、年五分内外の配當を出ることが出来ない狀勢となつたわけである。これは單に當社のみでなく、當時の同業者であつた玉川電鐵にしても、池上電鐵にしても、一樣に悲境裡に呻吟してゐた事實は、配當率の漸落低下を見ても窺ふことが出来る。左に昭和二年以降數年間のわが國情及び經濟界の事情を簡記して參考の資に供することゝする。

昭和二年

- 三月 金融恐慌の發端として東京市内の銀行にして休業するもの續出す。
- 四月 神戸の某大商店の破綻。若槻内閣の總辭職。田中義一内閣の成立。財界の一大混亂。臺灣銀行の休業。全國銀行は二十二、三兩日休業す。未曾有の金融恐慌襲來す。

昭和三年

- 一月 衆議院解散。鈴木内相辭職し、田中改造内閣の成立。

五月 日本商工會議所新設せらる。日本銀行特別金融を締切る。

山東出兵を機に上海山東一帯に排日氣勢揚る。

六月 張作霖奉天附近にて爆死す。

七月 各銀行土曜日の半休實施。

十一月 今上陛下即位式行はせらる。(十日)

昭和四年

三月 糸價安定融資補償法公布

四月 資源調査法公布

六月 拓務省新設せらる

七月 田中内閣總辭職し濱口内閣成立す。

九月 田中政友會總裁突如逝去(二十九日)

十月 ニューヨーク株式市場大崩落。世界的大恐慌の發端。官吏減俸問題起る。

十一月 濱口内閣金輸出解禁の旨發表(二十一日)

昭和五年

一月 金輸出解禁(十一日)

同月 衆議院解散(二十一日)

三月 各市場大崩落。就中生糸恐慌につき糸價安定補償法發布
七月 煙草元賣捌制度を廢止。
十一月 濱口首相東京驛頭にて狙撃せらる
十二月 年末迄の金輸出高參億貳千萬圓
本年豊作にして米價大崩落

昭和六年

四月 濱口内閣總辭職（十三日）

同 月 若槻内閣成る（十四日）

五月 セメントの全國的販賣統制成る

六月 官吏減俸實施。重要産業統制法實施。工業組合法實施。

七月 改正米穀法の實施

十月 ドル買漸増す

十一月 ドル買合戦開かる

十二月 若槻内閣に替り犬養内閣成立す（十三日）

同 月 金輸出再禁止（十四日）

昭和七年

一月 衆議院解散、爲替低落し始む（二十一日）

同月 上海事件勃發す（二十八日）

二月 上海事件擴大。圓爲替、外貨債暴落す

同月 井上準之助氏（前藏相）射殺せらる（九日）

三月 産金買上を始む

同月 三井理事長團琢磨氏射殺せらる（五日）

五月 電力聯盟成る

同月 五、一五事件起り、犬養首相遭難す

八月 百貨店問題小賣商店より提起せらる

同月 滿洲事變の發端（二日）

昭和八年

三月 米國金融大恐慌。獨逸ヒットラー獨裁權を掌握す

日本國際聯盟を脱退の旨通告す

五月 爲替管理法實施。

世界經濟會議ロンドンに開かる

七月 財閥の株賣出し流行

所謂臥薪嘗膽の苦境に陥つたのは此時代であつた。

二、自動車兼營業の開始

昭和年間に入りスピードと時間經濟とを要求して來た一般社會人は、電車にさへもどかしさを感じようになり、盛んに自動車を利用される様になつた。もつとも大正十二年の大震災を一劃期として交通機關も革新時代に入り、昭和の初頭頃から自動車の勢力が擡頭して來たが、これが追々と電車營業への脅威となりつゝあつたのである。この時代的要求に應ずる對策として、自動車兼營業が考慮されるに至つた。

東横電鐵について云ふならば、五島事務は、炯眼早くも乗合自動車業の經營が本社の本業たる鐵道業を擁護し、且つ培養するのみならず、自動車業自體が極めて有望なるものたることに着眼し、大正九年近藤富次郎氏等と協同して、代々木乗合自動車株式會社を創設してゐたが、昭和の初頭に入つて更に積極的に自動車營業を擴張するの要を認め、昭和四年綱島溫泉、神奈川間、及び神奈川、川和間の乗合自動車を買收し、會社直營となすと共に、同年代々木乗合自動車株式會社とエビス乗合自動車株式會社とを買收してこれと合併せしめ、東横乗合株式會社を創設、會社の別働隊として自動車營業の振興を圖つたのである。(第七編第二章參照)

たま／＼鐵道業に於ては高島町、櫻木町間の開通を見てほゞ所期の目的が完成したので、電車線延長計畫は一旦打切り、自動車經營に主力を注ぐことゝなつたのである。

なほ、當時の舊玉川、池上、その他の電鐵會社も争つて自動車路線の擴張に力を注ぎ、相互に猛烈なる路線獲得競争を行つてゐた。

三、沿線開發と諸學校招致

しかしながら主體事業である電車經營については目蒲、東横兩社共相並んで寸暇もその發展策を講究することを怠らず、定期乗客の増加方策として、沿線の適地を撰擇し、市内諸學校の誘引招致に努めた。

もつとも學校招致が沿線の開發に裨益することの大なるに對しては、早くから留意され、大正十二年九月藏前の高工が震災で烏有に歸したのに對し、目蒲沿線の大岡山へ同校をあげて移轉せしめたことは既に記述したところである。その後も震災後の種々の事情の爲に、郊外移轉の機運に向つてゐた目星しい舊市内の各種官公私立學校に、特に東横沿線へ移轉せしめるよう銳意招致の努力が拂はれた。

先づ昭和四年七月には日吉臺の七萬二千八百坪の目蒲、東横共有地を無償で慶應義塾に提供した。これは大英斷中の大英斷ともいふべきもので、更に同義塾が必要とする尨大な土地の買收の勞をとるなど、全く他の追従を許さぬ犠牲が拂はれたのである。

次に昭和五年には舊荏原郡碑衾村大字衾東光寺山を中心とする貳萬壹千坪の土地を、新に郊外に移轉する東京府立高等學校のために買收斡旋の勞をとるほか、或は林野交錯してゐる凸凹の地

形を完全に整理するとか、或は停車場を學校最寄りの地區に移すとか、絶大な犠牲が拂はれてをり、かゝる犠牲的、献身的、超打算的な奉仕については、一朝一夕に秃筆を馳つてよく記述し得られるところのものではない。

引き續き昭和六年には舊中原町所在の約一萬坪を、これ亦無償で日本醫科大學へ提供し、昭和七年には青山師範學校敷地二萬坪が、舊駒澤區域内に撰定されるにあたつて、數萬金を投じて同校移轉建設に便益を與へ、更に昭和十年に入り、法政大學豫科が現在の地に移轉するについても、土地一萬坪を寄附し、また多摩美術學校の敷地も大體當社が貸與した。

以上に對する餘慶ともいふべきことは、わが社沿線を中心として攻玉舎高工、昭和醫專、武藏高工、日本女子醫專など、高等専門各種教育機關が移轉建設せられ、こゝに燦然たる文化の中心地區を現出するに至つたことである。

四、百貨店及び食堂經營の開始

澁谷驛が開通するに及び一般乗降客のために、簡易で上品低廉な食事を提供するため、昭和二年十二月、澁谷驛に食堂の經營を開始したが、當座數年は單に喫飯と果菓の販賣にとゞまつてゐた。然るにその後沿線の開發に伴ひ乗客が激増するに至つたので、こゝに本來の理想としてきたターミナル百貨店および大食堂經營實現のため、昭和八年四月工事に着手し、一年半にして現在の東横百貨店の建物が竣功したのである。(第七編第五章參照)